

重要文化的景観

越前海岸の水仙畑

下岬の文化的景観整備計画

令和6年3月 福井市



< 目 次 >

1. 計画策定の経緯と目的.....	1
1－1. 計画策定の背景と目的	1
1－2. 計画の位置づけ	2
1－3. 計画の構成	2
1－4. 検討体制と策定プロセス	3
2. 文化的景観の概要.....	4
2－1. 重要文化的景観選定に至る経緯	4
2－2. 選定の状況	5
2－3. 位置及び範囲	5
2－4. 重要文化的景観の特色及び価値	7
2－5. 文化的景観の本質的な価値	12
3. 文化的景観の現状と課題.....	15
3－1. 水仙栽培の継続・発展	15
3－2. 魅力発信・地域活性化	17
3－3. 修理・修景等	20
3－4. 防災に必要な施設整備	22
3－5. 保存及び活用に必要な運営体制	22
4. 整備目標及び方針.....	23
5. 整備の方策.....	25
5－1. 水仙栽培の継続・発展	25
5－2. 魅力発信・地域活性化	28
5－3. 修理・修景等	32
5－4. 防災に必要な施設の整備	36
5－5. 保存及び活用に必要な運営体制の構築	37
6. 事業計画.....	38
6－1. 年次計画	38
【参考資料】	40
1. 地域の現状と課題に対するワークショップと意見交換会	40
2. 越前海岸の水仙畑ガイドマップ	43

1. 計画策定の経緯と目的

1-1. 計画策定の背景と目的

福井市下岬地区（以下「当地域」という）では、冬になると越前海岸に面した斜面一帯に水仙の花が咲き誇る。水仙はヒガンバナ科のニホンズイセンで、越前海岸は千葉県の房総半島、兵庫県の淡路島と共にニホンズイセン三大群生地の一つとされ、当地の水仙は「越前水仙」のブランド名で知られている。越前海岸における水仙の栽培面積は70haを超え、日本一の広さを誇る。雪国の北陸にありながら、水仙栽培に適しているのは、温かい対馬海流と強い海風によって雪が積もりにくく、斜面地で水はけが良いからとされている。

越前海岸の水仙畑は、急崖が連なる越前海岸の厳しい自然条件化において、いくつもの生業を組み合わせながら生活を営んできた集落が、斜面に自生する水仙を正月花として摘花・販売することを冬の副業とし、近代以降に斜面や棚田に栽培地を広げ、水仙を主たる産物の一つに発展させる中で形成されてきた、福井市下岬地区・越前町上岬地区・南越前町糠地区にまたがる文化的景観である。このうち下岬地区の文化的景観は、昭和初期から組合を設けて取り組んだ事例であり、水仙畑が拡大する時代背景をよく伝える。山麓部の緩斜面や海成段丘に田畑が断続的に広がり、その中に棚田の石積みや果樹を残すことを景観の特徴とする。また、このような地形における海沿い、段丘上、山間の集落の歴史と文化を表す景観を継承しており、福井県嶺北地方の海岸部における人々の暮らしを理解する上で欠くことのできない重要なものである。

しかし少子高齢化や水仙栽培の担い手不足、獣害や自然災害の発生など、当地域の生活・生業の継続に向けた課題は山積しており、地域住民と行政、関係団体が連携を深めながら課題を共有し、持続可能な地域社会を実現する体制を構築する必要がある。

文化的景観「越前海岸の水仙畑」については、福井県が平成28年（2016）に福井県文化的景観保存調査有識者検討会を設置して保存調査を行い、平成31年（2019）3月「福井県文化的景観保存調査報告書」をとりまとめた。これを踏まえて福井市では、令和2年（2020）7月に「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観保存活用計画」（以下「保存活用計画」という）を策定し、令和3年（2021）3月に「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」として、越前町の「越前海岸の水仙畑 上岬の文化的景観」、南越前町の「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」とともに重要文化的景観の選定をうけた。保存活用計画では、保存及び活用の基本方針を設定し、保存に配慮した土地利用、文化的景観の活用に関する事項等を定めている。

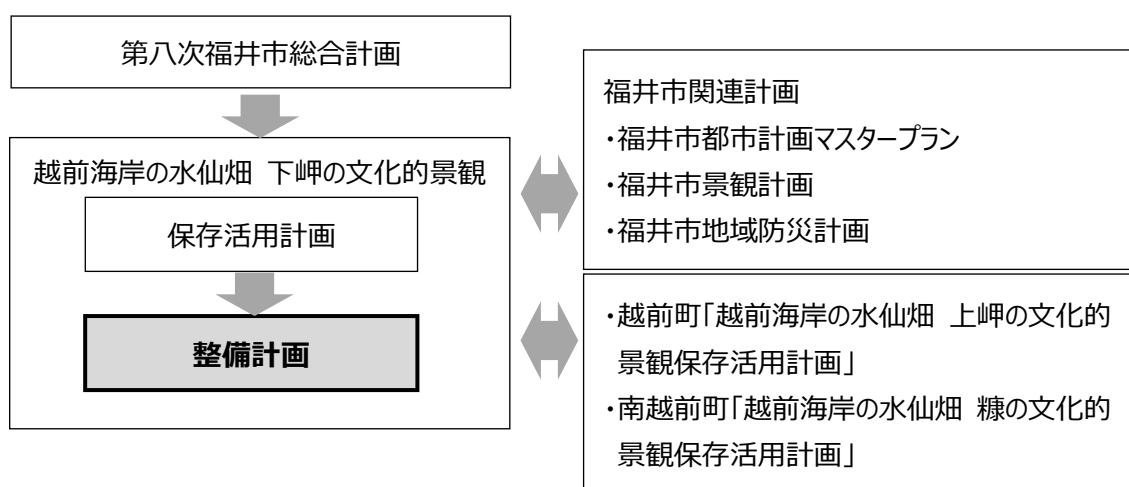
「重要文化的景観 越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観 整備計画」（以下「本計画」という）は、保存活用計画の「第5章 活用に関する方針」に掲げる「水仙栽培の継続・発展」「魅力発信・地域活性化」「修理・修景等」「防災」の4つの方針と「第6章 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針」の実施に向けて、重要文化的景観の選定地域全域を計画対象とし（5頁参照）、概ね5年（令和6年度～令和10年度）を目処に優先的に取り組む方策を整備事業計画として定めることを目的とする。

1-2. 計画の位置づけ

福井市では、全ての政策・施策の指針となる「第八次福井市総合計画」（計画期間：令和4年（2022）～令和9年（2027））を定めている。この中で文化的景観を含む文化財の保存活用については、「未来に誇れる福井の豊かな歴史や文化について、地域と協力し魅力向上、普及啓発に取り組む」としている。

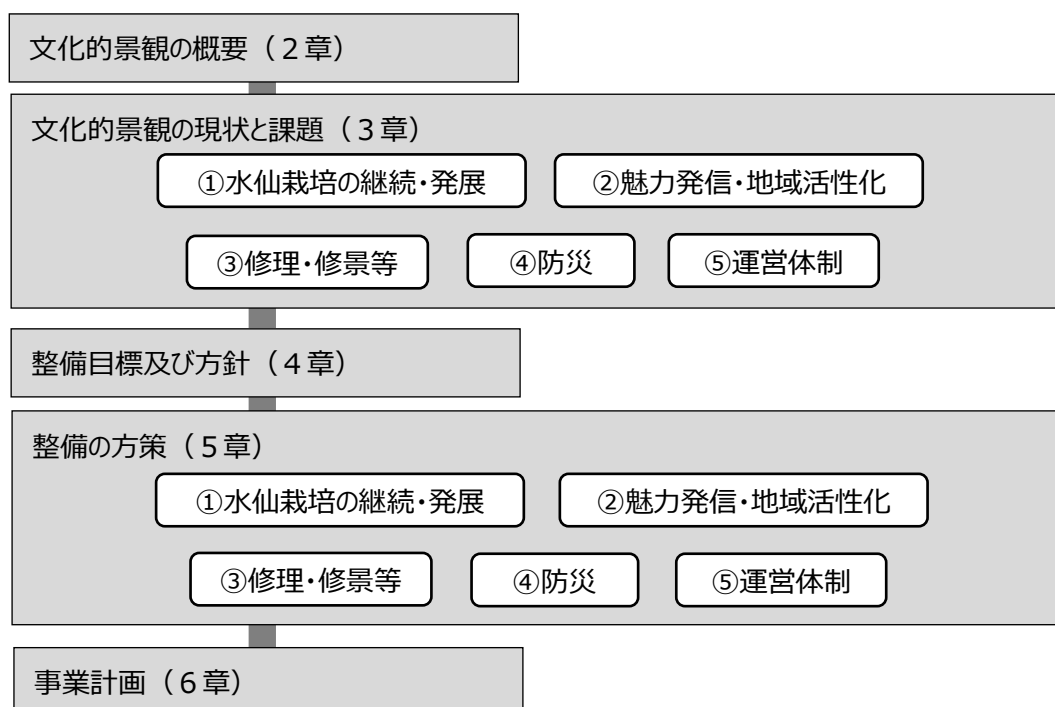
本計画は「第八次福井市総合計画」のもと、保存活用計画の「活用に関する方針」及び「保存及び活用に必要な運営体制に関する方針」の実施に向けて策定するものである。

なお、重要文化的景観の本質的価値を共有する越前町・南越前町とは、「越前海岸の水仙畑の文化的景観保存活用連携協議会（以下、連携協議会という）」を通じて、保存活用事業で連携しており、本計画においても越前町・南越前町と共通する課題について、それぞれの保存活用計画と整合を取りながら、策定するものとする。



1-3. 計画の構成

本計画は以下の構成であり、保存活用計画に掲げる方針の実施に向けて、現状と課題を挙げた上で、整備方針を定め、その実現のための整備の方策と事業計画を示す。



1-4. 検討体制と策定プロセス

本計画の策定においては、福井市文化的景観保存活用委員会に諮ったほか、住民や関係者とのワークショップ・意見交換会での意見を反映した。

表 1-1 福井市文化的景観保存活用委員会 委員名簿（令和 6 年 3 月現在）

区分	委員名	所属・職名
委員	多米 淑人	福井工業大学 教授
	下川 勇	福井工業大学 教授
	藤澤 芳一	(株)第一コンサル 風景アトリエ 室長
	山田 健太郎	ふくいヘリテージ協議会 会員
	白崎 善三	前浜北山町自治会長
	刀上 信一	越廼公民館長、居倉町自治会長
	山本 正男	こしの水仙部会長
オブザーバー	永井 ふみ	文化庁文化財第二課文化的景観部門 文化財調査官
		福井県教育庁生涯学習・文化財課
		福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課
		越前町織田文化歴史館
		南越前町教育委員会事務局
事務局		福井市商工労働部観光文化局郷土歴史博物館
		福井市教育委員会事務局文化財保護課

表 1-2 策定の経緯

年	月日	会議名
令和 5 年	7 月 15 日	ワークショップ
	9 月 6 日	意見交換会
	11 月 16 日	第 1 回福井市文化的景観保存活用委員会
令和 6 年	2 月 15 日	第 2 回福井市文化的景観保存活用委員会
	3 月	計画策定

2. 文化的景観の概要

2-1. 重要文化的景観選定に至る経緯

水仙を含む越前海岸の景観保全の動きは、昭和43年（1968）、越前加賀海岸国定公園に指定されたことが大きな画期となる。水仙群生地は大部分が国定公園の特別地域に含まれており、自然景観としての保護が図られるようになった。

文化的景観としての取組は、文化庁が平成12年度（2000）から平成15年度（2003）にかけて実施した「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」に始まる。その中で選択された文化的景観に該当する重要地域の一つとして、福井県からは「越廼村の水仙畑」が選ばれた。また、福井県では平成23年（2011）に福井の美しい景観を県内外に発信し、ふるさとへの誇りと愛着の醸成を図るとともに、県民の財産である景観を守り育てていくことを目的に「福井ふるさと百景」を選定し、その一景に「馥郁（ふくいく）たる香り 越前水仙」として水仙畑の景観が選ばれている。

この越前海岸の水仙畑の文化的景観を保全・活用し、重要文化的景観の選定を目指すため、福井県では、福井市・越前町・南越前町と協力して、平成28年度（2016）から平成30年度（2018）にかけて水仙畑に係る保存調査を実施した。「福井県文化的景観保存調査有識者検討会」を設置して議論を行い、平成30年度末に「福井県文化的景観保存調査報告書」を刊行した。

その後、本市では令和2年7月に「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観保存活用計画」を策定し、文化庁に「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」の重要文化的景観の選定申出を行い、令和3年3月に選定された。

表 2-1 重要文化的景観選定に至る経緯

年度	内容
平成12（2000）～ 平成15（2003）	農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究の実施（文化庁） 文化的景観に該当する重要地域の一つとして、「越廼村の水仙畑」が選定
平成16（2004）	重要文化的景観の選定制度が開始（文化庁）
平成18（2006）	旧越廼村が福井市に編入
平成23（2011）	水仙畑の景観が、「福井ふるさと百景」に「馥郁（ふくいく）たる香り 越前水仙」として選定（福井県）
平成28（2016）～ 平成30（2018）	越前海岸の水仙畑に係る保存調査（福井県・福井市・越前町・南越前町）
平成31（2019）	文化的景観保存調査報告書の刊行（福井県・福井市・越前町・南越前町）
令和2（2020）	越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観保存活用計画の策定（福井市） 重要文化的景観への選定申出
令和3（2021）	重要文化的景観に選定

2-2. 選定の状況

「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」

所在地 : 福井県福井市

選定年月日: 令和3年3月26日

面積 : 354.7ha

選定基準 : (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地

2-3. 位置及び範囲

本計画が対象とする範囲は福井県福井市下岬地区の居倉町・浜北山町・赤坂町・城有町・八ツ俣町の各一部である。

対象範囲は、海側は海岸線までとする。山側は農地が混在する山林区域の字^{※1}の山側の境界線までとし、赤坂町は居倉町の水仙農家が所有・管理する水仙畑を含む字^{※2}の山側の境界線となっている。(面積: 354.7ha)



図 2-1 計画対象範囲（越前海岸地域）

※1: 浜北山町の 58 字ミヤノウエ、60 字サワ、61 字オオクボ、63 字ヒガントウガタニ、66 字コヤマ及び居倉町の 63 字シンナシ、72 字ナカタカヤマ及び城有町の 67 字ヨコバタケ、68 字ウエノヤマ、69 字コメタロウ及び八ツ俣町の 70 字オオタキ、71 字シモオオハタ、75 字カミオオイナバ、76 字クチコウチ

※2: 6 字ソロジ、7 字ソトワ、8 字ハナダ、9 字カジバタケ、10 字ウエノヤマ、11 字ノムキ、12 字ビワガタニ、13 字ビワセ、65 字カミカノセ

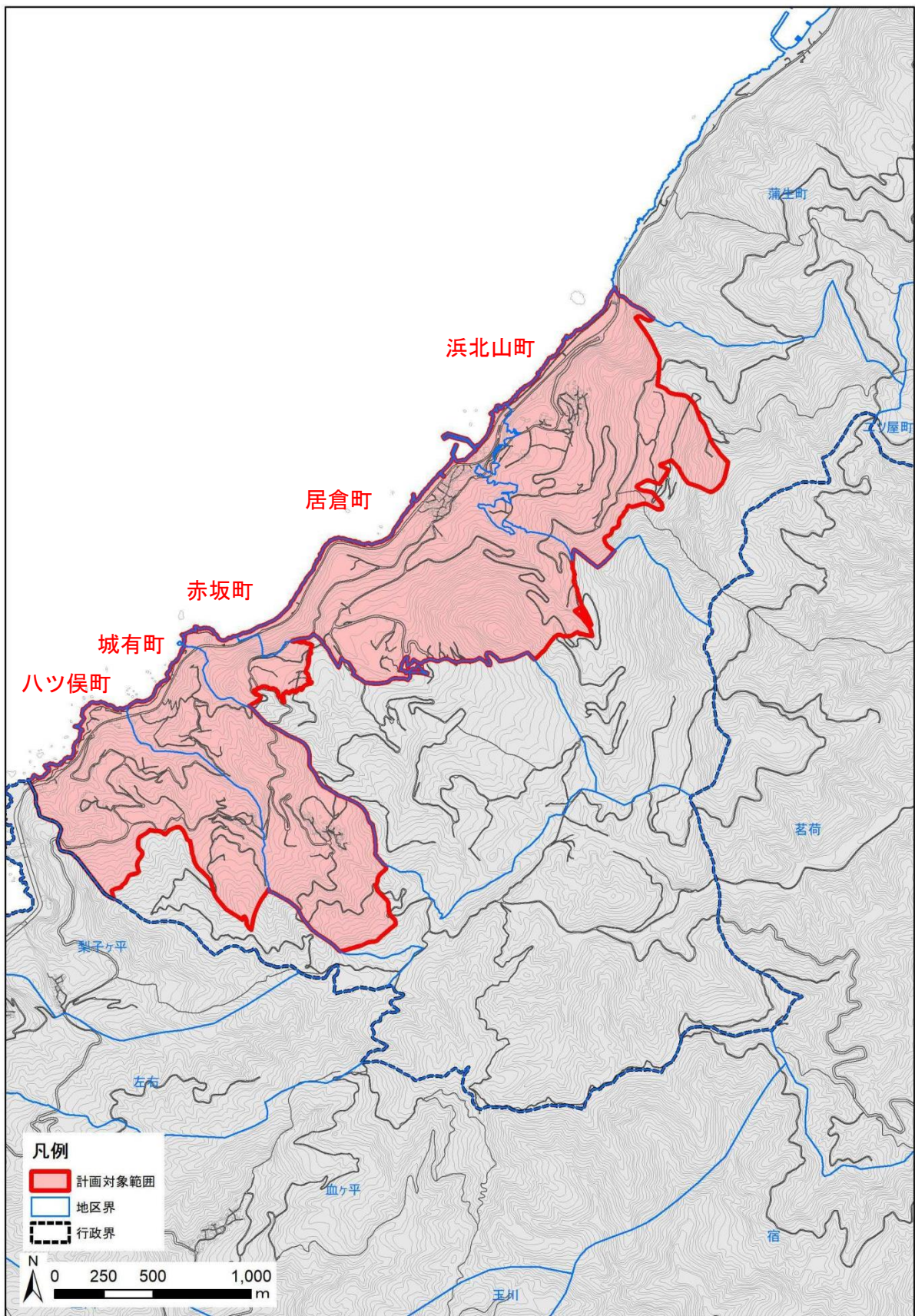


図 2-2 計画対象範囲

2-4. 重要文化的景観の特色及び価値

1) 自然的特性

(1) 丹生山地が越前海岸に迫る急峻な斜面地形

越前海岸は隆起海岸による雄々しい岩礁から形成されており、越前加賀海岸国定公園に含まれている。東には標高 200～600mほどの丹生山地が迫り、分水嶺が海岸寄りにあるため、わずかな海岸段丘や海岸周辺以外には急峻な斜面地形が広がり、短く急勾配の河川が谷間を流れている。

居倉町・浜北山町・赤坂町は、東に位置するガラガラ山の斜度 35 度～27 度の北西斜面がやや緩やかとなった標高 100m未満の斜面下部から海岸沿いの平地にかけて集落が形成され、その周辺の棚田跡や海岸沿いの急斜面地に水仙畑が展開している。

また、城有町・ハツ俣町は、西に日本海を臨む高地の山間に集落が開けており、標高 280m付近に城有町集落が、標高 180m付近にハツ俣町集落が形成されている。水仙畑は集落から離れた海岸段丘上の棚田跡や海岸沿いの急斜面地に展開している。

(2) 水仙栽培に適した気候と地質

越前海岸は、対馬海流の影響を受け、県内でも比較的温暖で降雪量も少なく、照葉樹林帯の北限に当たる。また、表土が薄く、火成岩・堆積岩などからなる水はけのよい地質である。このような環境はニホンズイセンの生育に適しており、地域内での自生及び栽培につながっている。



図 2-3 越前海岸の海岸線



図 2-4 ガラガラ山

2) 歴史的特性

(1) 中世以前の生業と歴史

当地域の歴史は古く、居倉町の居倉小浜遺跡から縄文時代の遺物が出土するなど、古代から人の営みがあったと考えられる。また、その地名が史料上に確認されるのは鎌倉時代で、居倉町の山本家文書「預所代僧刀禰職宛行状」（元応 2 年（1320）12 月 13 日付）に「居蔵浦」と出てくるのが最初である。また、同家文書「居倉浦年貢目録」（年未詳、南北朝時代か）には、居倉浦が領主に負担する年貢として、塩・和布・海苔などの海産物が記載されており、古くから海との関わりを持って発展してきたことが想像される。

また、城有町には中世の山城跡がいくつか残されており、古来、戦略上の要衝であったことが分かる。このうち城有殿稲場城跡は天正 2 年（1574）に一向一揆に敗れて信濃に逃亡した本田広孝の城跡と伝えられており、これが城有の村名の由来となったといわれている。

(2) 近世における農業と自然災害の克服

近世の当地域は、当初は福井藩領、貞享 3 年（1686）以降は幕府領となり幕末まで存続した。石高は江戸時代を通じてほぼ変わらず、海岸段丘上の農地や山地の斜面に石積みをして造成された棚田での稲作が主体であった。なお浜北山・赤坂は、慶長 3 年（1598）の「検地帳」（居倉区有文書）には居倉浦に含まれており、同 10 年（1605）の「検地寄目録」（同文書）作成の際に村切りが行われたものと考えられている。

居倉町の区有文書に残る江戸時代の農地管理に関する記録には、小規模な田畑を早ばつ・氾濫・高波などの影響から守るため、用水・川除・波除の普請が絶え間なく続けられたことが記録されている。特に当地域には急峻な地すべり地形が見られ、それが河川の氾濫や山崩れを度々誘発しており、天保元年（1830）に居倉で起こった山崩れの記録によれば、田畑のみならず家屋まで破壊され、一面岩原と化したとされている。しかし、度重なる田畑の荒廃に遭遇しても、当地の先祖たちは多大な時間と労力をかけて再開発を行い、生業の維持に努めてきた。

このような厳しい環境下にあっても、稲作以外の産物も重要な生活の糧として発展したようで、江戸後期編纂の地誌『越前国名蹟考』や明治初年（1868）『足羽県地理誌』には、当地域の特産物として浜北山の飯かき（竹細工の一種）が挙げられている。

(3) 近代以降の産業と水仙の特産化

近代に入っても稲作を中心に、畑ではサツマイモ・大根など、山ではクワ・ミツマタ・アブラギリなどの栽培・収穫が行われた。

浜北山では竹細工、赤坂では養蚕が盛んだったほか、居倉はウニの産地として有名で、一年の収入の大半を夏に 2 週間だけ行われるウニ漁で稼ぎ出したという。居倉は、沖漁を中心とした漁業も行われてきたが、江戸後期以降は近隣の浦方に対して漁業権を貸与し使用料を得る卸海が主体となり、積極的な漁業へは発展しなかったようである。また、地元での少ない収入を補うため、男性は杜氏や船乗り、土方として出稼ぎし、大工・石屋などの職人となるものも多かった。石屋が多かったのは、少ない農地を確保するための石積みの需要があり、ガラガラ山産出の石が豊富に採取できたからと考えられる。

城有では、広大な山林を利用した薪炭生産が盛んで、所有林はもちろんのこと、区有林や隣村の茗荷村・萩野村（現越前町）の山々の雑木も買い求めて炭を焼いたという。ま

た、全戸で牛を飼っていたといい、牛は農耕や農産物・肥料の運搬、木材の牽引、生産された木炭の搬出など、上り下りの多い山の労働力として欠くことができないものであった。なお城有村は、明治 12 年（1879）に連合戸長が置かれた際は、浜北山・居倉・赤坂・城有・ハツ俣・梨子ヶ平・血ヶ平・玉川・左右の計 9 ヶ村の戸長役場が設置され、海と山を結ぶ交通の結節点として、これらの村々の行政の中心として機能した時代もあった。

ハツ俣では、昭和 30 年（1955）頃までは副業として養蚕、アブラギリ・ミツマタ栽培などが行われてきた。また、明治以降、当集落の男性は、冬期間、伏見などの酒造工場へ杜氏として出稼ぎに出て生活の一助とし、これは昭和 40 年代初めまで盛んであった。昭和 40 年代からは山地を切り開いて温州みかんや富有柿の栽培がはじまり、収穫シーズンには観光みかん園がオープンして多くの観光客で賑わった。また、昭和 34 年（1959）に海岸道路（現国道 305 号）が開通し、昭和 43 年（1968）に海岸道路と集落を結ぶ道路が新設されると、ハツ俣町集落の生業は農業から海岸部での観光業にシフトしていった。越前海岸の観光開発が進み、昭和 40 年代半ばから国道沿いに宿泊施設やドライブインなどが建設され、住民の多くが観光業に従事するようになった。

一方、当地域に発祥伝説が伝わる越前水仙は、近代になって本格的な出荷が始まったとされており、昭和初期には京阪地方や名古屋方面にも出荷するようになったという。12 月頃に収穫時期を迎える水仙は正月花として特に人気を博し、昭和 20 年代以降は農業組合を中心に組織的な出荷を行って利益を上げていった。また、昭和 40 年代後半からは、国の減反政策によって水仙が当地域の転作作物として奨励された。元々は斜面地中心であった水仙畑が、棚田全体にまで広がっていったのは、このような経緯によるものである。

さらに一村一品運動に象徴される国の地域振興政策が全国的に流行する中で、水仙が当地域の特産物として農業的にも観光的にも特化されていくことになる。一年を通して水仙の花を見ることができる水仙ドームを中心に水仙の里公園が整備され、開花時期に合わせて水仙まつりが開催されるなど、重要な観光資源、まちづくりの根幹となっている。

3) 生活・生業の特性

(1) 地域の特性を活かした産業と水仙栽培

居倉・浜北山・赤坂では、河川沿いの棚田を利用した稲作のほか、ミカンなどの果樹、クワ、ミツマタ、アブラギリ、ギンナン、シメジなど林産物の栽培、養蚕などが古くから営まれていた。また、浜北山では箆籠・飯かきなどの竹細工、赤坂では花木栽培が盛んだった。現在、これらの産業のほとんどは行われなくなってしまったが、水仙採取時の籠などには竹細工製品の使用を見ることができる。

また、海に面する居倉では、ウニやサザエなどの魚介類、ワカメやモズクなどの海藻類が豊富に取れたことから浅海漁業が盛んで、半農半漁の営みが行われてきた。ただ居倉の漁業の代名詞でもあったウニ漁は近年漁獲量が激減し、現在はワカメ漁を中心に行われている。

当地域は福井県内でも比較的温暖で、積雪量も少なく、また、水はけの良い土壌であったため水仙栽培に適しており、近代以降、冬場の貴重な収入源として栽培が広がっていった。居倉では、明治の終わりごろ、自生していた水仙を切り花として販売するようになり、昭和 10 年（1935）には越前水仙出荷組合が設立された。また、昭和 40 年代か

らのコメの減反政策に伴い、棚田が稲作に比べて手間が少なく収入が多い水仙栽培へと徐々に切り替えられていったほか、ミカン園、山林なども水仙畑に移行していった。併せて、旧越廼村では、1年を通じて農業で収入を得ることができるよう、地域特産物として水仙栽培を推進したことも栽培面積の拡大につながった。

一方、城有・ハツ俣は、古くより、海岸段丘上の平地を利用した農業と広大な山林での林業で生計を営んできた。特に城有においては山林の木材を用いた薪炭の生産が盛んであったが、昭和30年代には化石燃料の広がりにより薪炭の需要が激減し、林業は植林に移行していった。昭和38年（1963）には150haの公社造林が実施され、山林の植生は広葉樹主体から針葉樹主体に大きく様変わりした。

他に生業として、昭和30年（1955）頃まではアブラギリ・ミツマタ・クワの栽培、養蚕などが行われていたが、現在は行われていない。またボケなどの花木栽培も行われたが今ではほとんど見られなくなった。ハツ俣で盛んだった果樹栽培は、観光みかん農園1軒を残すのみである。

水仙は、海岸近くの斜面地のほか、棚田跡や果樹園だった場所でも栽培されるようになった。収穫した水仙は、水仙畑から離れた集落の自宅玄関先や倉庫、畑に隣接する作業小屋などで仕分け作業を行い出荷される。城有町集落の入口には山水を利用した共同洗い場が整備され、水仙の洗浄などに用いられている。

（2）少ない平坦地に形成された集落と伝統的民家が建ち並ぶ山間の集落

居倉町・浜北山町の集落は、斜面に石積みによって築かれた平坦地に作られており、湧水や河川からの引水が可能な場所に立地している。その周辺の斜面には石積みの棚田も広がっており、この地域の特徴的な景観となっている。

一方、城有町・ハツ俣町の集落は、家屋の敷地規模が広めで、敷地内に倉庫等を有し、切妻屋根に銀鼠色の越前瓦、漆喰や木製板張りの妻壁に格子組があり、妻壁前面に瓦葺の下屋がある「ふくい伝統的民家」の基準を満たす農家型住宅が多く見られ、杉林に囲まれた山間の農村集落の風情が感じられる。

（3）地域の紐帯となる社寺と年中行事

地域の社寺では四季折々に特徴的な年中行事が行われている。正月には居倉町、浜北山町の各春日神社で厄除けの餅まきが行われている。春には居倉町の春日神社で「朝宮様」と呼ばれる神刀を拝み村内安全を祈る祭事が行われている。秋の例祭は最も大きな祭事で、浜北山町や城有町では伊勢大神楽系の神楽（獅子舞）が奉納される。いずれの行事にもほぼ全ての住民が参加しており、その中には今は集落を離れて暮らしている家族の姿も多く見られる。過疎化が進む集落であるが、これら多彩な年中行事が紐帯となってコミュニティが維持されている。



図 2-5 浜北山の竹細工

出典：越廼ふるさと資料館



図 2-6 居倉の雲丹採り

出典：越廼ふるさと資料館



図 2-7 棚田跡の水仙畑（居倉町）



図 2-8 水仙の収穫作業（城有町）



図 2-9 浜北山町春日神社の神楽奉納

2-5. 文化的景観の本質的な価値

■「越前海岸の水仙畑」について

福井県の嶺北地方は、加賀国が分立した後の越前国の範囲をおおむね引き継ぐ。日本海に面した嶺北地方の海岸部は、一般に越前海岸と呼ばれている。この海岸沿いでは、北部の福井平野を除き、断層活動で隆起したとされる丹生山地の西側斜面が急崖を連ねる。この一帯は、対馬海流の影響により冬は比較的温暖で、冬の強い西風が直接当たるために雪が積もりにくい。また、斜面地は、礫質で急勾配であるために水はけがよく、ニホンズイセン（以下「水仙」という。）が広く自生する。一方、冬は海が荒れ、平地が少なく、住むには厳しい環境である。

丹生山地は、北から南に向かって福井市、越前町、南越前町を縦断し、600メートル級の山を高峰としながら、変化に富んだ山並みをみせる。そのおおむね中央部には越前岬が海に突き出す。この突端中央部は上岬地区（越前町）と呼ばれ、北には下岬地区（福井市）が隣接する。越前岬よりも南、干飯崎を越えた直線的な海岸には糠地区（南越前町）が面する。

上岬地区および下岬地区は、明治22年（1899）の町村制施行で発足した上岬村、下岬村の範囲を、糠地区は近世の糠浦（糠ノ浦）の範囲を引き継ぐ。いずれも福井藩領であったが、上岬地区及び下岬地区は貞享3年（1686）からは幕府領に、糠地区は正保2年（1645）から享保6年（1721）までは松岡藩に属した。

水仙が日本に伝わる時代は不明であるが、文安元年（1444）成立の『下学集巻之下』、「草木門第十四」に、漢名を水仙華、和名を雪中花として記される。相国寺の公用日記『蔭涼軒日録』における文明19年（1487）2月18日の条には、越前国府（現・越前市）にあったとされる妙法寺から相国寺を経て将軍家に水仙が献上されたことが記述される。

下岬地区から糠地区までは、正月花として水仙の露地栽培・出荷を行うに適した区域とされるが、生業として水仙の採取が始まる時期はつまびらかではない。18世紀前半には越前国の産物の一つと考えられていた。明治前期には下岬地区に数件の販売問屋があって、福井まで歩いて売り出したと伝わる。鉄道は、明治17年に長浜駅から金ヶ崎駅（後に敦賀港駅となり、現在廃駅）までが、明治29年には、その途中の敦賀駅から福井駅までが開通し、明治後期には京阪・中京へのお荷もなされている。大正期には球根の移植による斜面地での栽培が始まり、昭和初期に経済不況の打開策として水仙に大きな期待が寄せられる中、下岬地区で組合を設けての組織的な販売が始まった。こうして戦前までに主要都市に販路が拡大していった。昭和30年代以降は、コメの需要減少を背景に棚田にも栽培地が広がった。同時期の昭和34年には、海岸道路が貫通し、うち南越前町から石川県金沢市までが昭和45年に国道となった。

これらを背景に、「越前水仙」の呼称が定着し、昭和29年には福井県の県花となった。昭和38年からは、5年後に福井県で開催される国民体育大会に向けて大々的な広報が展開され、また、促成栽培の技術開発に着手された。越前海岸は、奇岩や断崖が連なる景勝と合わせ、水仙の広がる景観としても知られるようになり、国民体育大会が開催された昭和43年には、地元の誘致もあって、越前加賀海岸国定公園に指定された。

「越前海岸の水仙畑」は、近代以降の社会経済の変化の中で、自生する水仙が地域を支える主たる産物となる過程を映す文化的景観である。立地や時代に応じて様々な特徴をみせる中で、福井市下岬地区では、戦前から組織的な水仙の栽培・出荷が始まり、山麓部の緩斜面や段丘上に、棚田や果樹等の旧の農地利用の跡を残して広がる水仙畑を特徴

とする。

■下岬地区について

下岬地区は、日本海にくの字に突き出る越前岬の北部に位置する。北東から南西に延びる海岸に沿って浜北山、居倉、赤坂、城有、ハツ俣の集落が並び、山地に向かってその区域を延ばす。標高 500～700 メートルの脊梁が南北に連なるため、地区北部の斜面ほど山が迫って急な傾斜となり、そこにガラガラ山（標高約 417 メートル）が突き出す。地区南部の斜面は複雑な山襞をみせ、小河川が比較的密に形成される。地区北部には、山裾の海成段丘上に浜北山が、その南西方の海に面した緩斜面に居倉が集落を開く。地区南部には、斜面中腹の海成段丘上に赤坂（標高 220 メートル付近）、城有（標高 280 メートル付近）、ハツ俣（標高 180 メートル付近）が集落を開く。

これらの集落は、中世には形成されていた。城有には中世山城の跡がある。慶長 3 年（1598）及び慶長 10 年の検地の記録より、元は居倉の内にあった浜北山と赤坂が、慶長期の村切りで分立したことがうかがえる。当時、浜北山は北山村とされ、元禄 14 年（1701）に居倉北山村、明治 17 年に現在の名称となった。下岬地区は、昭和 27 年の合併で越廼村、平成 18 年に福井市となって現在に至る。

元々、浜北山とハツ俣は稲作中心の農村、居倉は半農半漁の漁村、赤坂と城有は農林業を営む農山村であるが、いずれも江戸時代を通じて石高はほぼ同じである。平地が少なく、岩がちで土砂災害が多く、用水事情が悪いため、旧来の田畑を守り、被災した田畑を復旧し、そのうえ新田開発を行うことは容易ではない。また、限られた水や草肥の分配も生存に関わる重大事であった。このような中でも、比較的傾斜が緩く、段丘が発達する山裾を中心に作られた棚田が、現在の水仙畑の景観の基層をなしている。

下岬地区では稲作のほか、畑では主として大豆、甘藷、馬鈴薯、大根等が作られ、林産物として油桐、三桠、桑、漆、樺、栗等が植樹された。炭焼きもなされ、養蚕は特に盛んであった。居倉では、海運に関わる者や、石工、大工もいたとされる。昭和初期の大恐慌で米や繭の価格が暴落し、農村救済・振興のための国策が講じられる中では、下岬地区でも農業の多角化が図られ、林業では植林が進められ、土木事業に従事する者が増えていった。戦後復興の中で食糧事情が改善され、米の需要が低下すると、米を中心とする農業構造の見直しが全国的に図られるようになり、下岬地区でも蜜柑や柿などの果樹栽培に力が注がれ、休耕田の水仙畑への転用が進んだ。他方、兼業農家となる世帯が増え、交通が不便な赤坂やハツ俣では離村が進んで、昭和 30 年代に入る頃より人口は減少に転じた。

このような流れの中、下岬地区では水仙栽培が組織的に行われるようになった。『福井県丹生郡農林誌』（山田春水、昭和 8 年）によれば、昭和大恐慌の経済打開策として自生する水仙を販売する提案がおこり、居倉より福井市、武生町（現・越前市）で販売してみたところ、売れ行きがよく、昭和 5 年より販路を拡張するようになったという。産業組合の拡充による信用・購買・販売・利用の兼営を国が奨励する中、昭和 10 年には越前水仙出荷組合が設立された。戦後、昭和 23 年には下岬村農業協同組合が設立され、2 年後には越前水仙出荷組合とともにトラック輸送が開始された。その後、組合の改組を行いながら委託販売の一本化や組織の拡大が図られ、露地栽培にあっても供給を安定させ、値崩れを防ぐ対策が図られていった。

■重要文化的景観の選定範囲について

「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」として重要文化的景観に選定するのは、下岬地区の範囲のうち、農地と集落を中心とする 354.7 ヘクタールで（ただし、赤坂の集落域を除く）、山林、農用地、集落、海岸の四区域に分けられる。

農用地区域は、標高 150 メートルほどまでの緩斜面や段丘上若しくは集落周りに広がる水仙畑からなる。うち、棚田や果樹園を転用した水仙畑には、旧の棚田の石積みや銀杏、柿等がみられる。河川、水路、溜池は、稲作をしていた頃の水利用を伝え、河川及び水路の護岸には当地の石で石積みが施される。

集落区域をなす浜北山、居倉、城有、八ツ俣の四集落は、それぞれ立地は異なるものの、川や湧水から水を得やすい場所に位置し、高台に寺社を置き、等高線に即した道に沿って石積みで宅地を造成するという共通点をみせる。いわゆる越前型民家の特徴を表す住宅が多くみられ、居倉では、密集の状況に合わせて多様な変形をみせ、外観を板張りとする。

寺社は、五輪塔や宝篋印塔等の石造物や、仏像、絵馬等とともに集落の歴史を伝え、年中行事等が住民の結びつきを保つ上で重要な役割を果たしている。浜北山の春日神社境内に合祀される八幡神社は、昭和 6 年に枝村全戸が当地に移住するに際し、遷座したものである。また、集落区域の中には、水利用を伝える清水や洗い場（浜北山、城有）、水場や沿道の石造物（浜北山、居倉、城有）、中世山城跡（城有）等が継承される。

海岸区域には海食崖や岩礁が連なる。下岬地区は火成岩から堆積岩の地質の変わり目にあたり、その変化が岩肌に現れる。地区北端の足見滝（落差 18 メートル）は溶結凝灰岩からなる灰赤紫色の岩肌をみせ、浜北山の集落付近には、鯨穴と呼ばれる離水海蝕洞がみられ、地質の特徴を表す。

山林区域は、かつての林産物の生産の場であり、現在は植林がなされて海岸区域、農用地区域、集落区域の背景をなす。ガラガラ山山頂は常緑広葉樹であるヤブニッケイが群生し、比較的温暖な気候であることを伝える。

「越前海岸の水仙畑」は、急崖が連なる越前海岸の厳しい自然条件化において、いくつもの生業を組み合わせながら生活を営んできた集落が、斜面に自生する水仙を正月花として摘花・販売することを冬の副業とし、近代以降に斜面や棚田に栽培地を広げ、水仙を主たる産物の一つに発展させる中で形成されてきた文化的景観である。その北端部をなす「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」は、昭和初期から組合を設けて取り組んだ事例であり、水仙畑が拡大する時代背景をよく伝える。山麓部の緩斜面や海成段丘に田畑が断続的に広がり、その中に棚田の石積みや銀杏、柿等の果樹を残すことを景観の特徴とするが、これは、地形の制約を乗り越えて田畑を開き、土地に合った作物を模索してきた人々の努力を示すものである。また、このような地形における海沿い、段丘上、山間の集落の歴史と文化を表す景観を継承する。福井県嶺北地方の海岸部における人々の暮らしを理解する上で欠くことのできないものであり、重要である。

『月刊 文化財（令和 3 年 2 月 1 日発行第 689 号）』から引用

3. 文化的景観の現状と課題

この章では、保存活用計画「第5章 活用に関する方針」に掲げた「水仙栽培の継続・発展」「魅力発信・地域活性化」「修理・修景等」「防災」と「第6章 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針」について、現状と課題を整理する。

3-1. 水仙栽培の継続・発展

1) 獣害

水仙畑に対するシカやイノシシの獣害は拡大しており、特にシカによる食害は水仙を根絶やしにしてしまうなど深刻である。効果的な獣害防止柵の設置等を進める必要がある。

獣害防止柵については、福井市有害鳥獣対策室の補助を受けて、ワイヤーメッシュ柵の設置が城有町、八ツ俣町、居倉町で進められており、柵で囲った水仙畑の被害は減少している。しかしながら、害獣の突進や大雪などにより柵の破損が発生しているほか、潮風を浴びたワイヤーメッシュの劣化により柵の取替も想定せねばならず、メンテナンス等にかかなりの労力が必要なため、より丈夫で管理しやすい恒久柵の設置が望まれている。また、くくり罠設置による捕獲や猟友会による駆除も進められており一定の効果を上げているが、今後も被害防止状況の観測を続け、効果を検証し、ICTや先端技術の導入など、より効果的な獣害対策を検討していく必要がある。

また、景観維持のため、獣害等により荒廃した圃場の復旧も支援していかなければならない。復旧に必要な球根の数は十分ではないため、球根の養成も推進する必要がある。



図 3-1 ワイヤーメッシュの獣害防止柵

2) 水仙畑の景観維持

水仙畑の良好な景観を維持するためには、年2回の下草刈り（以下「草刈り」という）が必須だが、高齢化する水仙農家が個人ですべて作業するのは困難となりつつあり、すでに草刈り業務を一部の農家が請け負うような状況にある。今後、草刈り業務を請け負っている農家の高齢化が進めば、草刈り放棄地が増加することも想定でき、草刈り技能者の育成が急務である。

草刈り作業は丁寧な作業が求められるため、ボランティアや業者委託ではなく、技能を持ち、継続的に依頼できる人材を確保する



図 3-2 急斜面の水仙畑の草刈り

必要がある。また、作業路の修理・整備等を行い、作業しやすい環境を整えることも必要である。

棚田跡の水仙畑では、元々が水田だったという性質上、水はけが悪く、水仙の生育が良くないところが目立つ。これに対して、福井市園芸センターが浜北山町の棚田跡の水仙畑で土地改良・栽培試験を実施している。今後も景観上、重要な場所を選定し、土地改良を継続していくとともに、平地の水仙畑については作業負担の軽減を目指して機械化を検討していくことが望ましい。

3) 水仙栽培の担い手の育成

水仙農家の高齢化等による労働力の低下により、水仙の出荷量は減少している。しかし、越前水仙に対する市場の需要は高く、現状はその要請に十分応えられていない状況である。担い手を育成し収穫に係る労働力を強化することで、出荷量を増やし、収入の増加を図っていかねばならない。

水仙栽培への関心を高めるための施策として、連携協議会において、草刈りや水仙収穫などを体験する「文化的景観守り人育成事業」を実施しているが、農業体験の拡充や、水仙栽培実習を行っている福井農林高校との連携などを進め、長期的な担い手の確保に努めなければならない。



図 3-3 福井農林高校の体験活動

4) 水仙畑の「見える化」

水仙農家の高齢化や獣害の深刻化によって、耕作放棄される水仙畑が増えつつあるが、その状況を十分に把握しきれていない。農地のデータベース化を図り、栽培が困難となっている箇所や景観上重要で栽培を維持すべき箇所等を把握する必要がある。

5) 水仙栽培の新たなビジネスモデルの確立

水仙栽培の継続・発展のためには、栽培方法の効率化や労働負担の軽減により就労のハードルを下げる努力が必要であるが、現状はそのような動きは見られていない。ロボット技術やICTの応用等によりそれらを成し遂げ、新たなビジネスモデルが確立できるよう、産官学で研究を推進する必要がある。

3-2. 魅力発信・地域活性化

1) 魅力を見つけ、伝える人の育成

文化的景観の魅力やこの地域が抱える課題について、住民以外にも広く周知し、多くの人が関わることで、地域を活性化していくことが大切である。しかしながら、地域内からの発信は不十分で、その課題について福井市内や福井県内で情報共有できているとは言い難い状況にある。

そのような状況を打開するため、令和2年度より文化的景観の魅力と課題を撮影・取材し発信する人材の育成を目的に、ローカルフォトプロジェクト事業を実施している。現在、ローカルフォトスクールの受講生を中心としたグループ「越前水仙カメラ」が、定期的に生活・生業の撮影や水仙栽培に関する体験などを行い、地域と交流し、地域に根差すメディアとして活動している。SNSでの発信のほか、フォトブックやポスターによるPR活動を行っており、この地域への関心の高まりは徐々に広がっている。

今後も継続的な人材育成と情報発信を行うとともに、カメラを使ったローカルツーリングツアーや、地域の自然や文化的景観への関心を深めるような体験プログラムなど、より広範な参加者が集えるイベントを企画し、地域活性化につなげていかなければならない。



図 3-4 越前水仙カメラポスター

2) 来訪者を受け入れ、地域の魅力を伝える機会の創出

連携協議会で重要文化的景観「越前海岸の水仙畑」ガイドマップを作成し、観光施設やまちづくり拠点施設で配布しているほか、福井市ホームページやグーグルマップ等の地図アプリに文化的景観の重要な構成要素の情報を掲載するなど、来訪者への情報提供に努めている。

また、ガイドマップを活用した現地ツアーや、居倉町の便益管理施設を活用した水仙ブーケ作り体験等が実施されており、地域の魅力を伝える機会は着実に増えている。

一方、昭和50年代から続いている水仙まつりは、越前水仙の里公園を会場に行われているが、会場内でのイベントや物販、水仙の無料配布などがメインで、文化的景観を周遊し、その魅力に触れるような機会とはなっていない。また、水仙まつり以外で当地を



図 3-5 居倉町便益施設での交流会

訪れる観光客は減少傾向にある。

今後は水仙まつりと連携したガイドツアーや体験プログラムをさらに充実させるとともに、シャトルバス運行といった二次交通の充実や、地域内をレンタサイクル等で周遊するツアーの実施など、来訪者の移動利便性、回遊性の向上を図っていく必要がある。

また、便益管理施設や空き家等を活用した滞在型の交流・体験プログラムや、水仙以外の季節の風景や食材、暮らしなど、山、里、海にまたがる当地の魅力を組み合わせて体験できる機会の創出を検討していかなければならない。

3) 活用のための施設等の整備

文化的景観の概要を示した総合案内サインを居倉町と城有町に各1基ずつ設置しているが、重要な構成要素の説明サインや、そこへの周遊を誘導するようなサインは未設置で、ガイドがいなければ、周遊は難しい状況である。また、良好な眺望スポットはあるものの、そこへの誘導や眺望スポットの整備は不十分である。景観や多言語表記に配慮したサインを設置し、その充実を図る必要がある。



図 3-6 居倉町の案内サイン

既存の観光施設である越廼ふるさと資料館や越前水仙の里公園内の水仙ドーム・ナルシスプラザ等には文化的景観の価値や水仙畑の歴史などを紹介する展示が十分ではない。展示のリニューアルを検討し、文化的景観周遊の拠点としてビジターセンター・ガイダンス施設の機能を高めていかなければならない。

眺望スポットについては、木々が生い茂り良好な景色が望めない場所もあるため、適正な樹木の剪定や伐採をしていく必要がある。また、城有町の城有殿稲場城跡については、草木が生い茂り、城跡の見学が困難な状況にあるため、低木の除伐などを行い城跡の全容が知れるよう整備することが望ましい。

4) 関係人口の拡大から始まる新たな生業や地域デザインの創出

現在、ローカルフォトプロジェクトや水仙栽培体験プログラム、「越前海岸盛り上げ隊」と連携したツアーやワーケーションの受け入れなどを通して、関係人口の拡大を図っている。居倉町の便益管理施設を中心に、他地域や都市部で活躍する多様な人材との交流を進め、新たな生業や地域デザインの創出を図らなければならない。

【新たな生業の実践例】水仙ブーケ

越前水仙の出荷基準は厳しく、花が咲いてしまったものや葉が折れたもの、葉先が赤くなったものなどは規格外となってしまう。また、収穫時に水仙を選別する技能が必要なため、選別作業が容易でなく、水仙栽培の新たな担い手が生まれにくい原因となっている。これらの解決策として合同会社ノカテが行っているのが、水仙ブーケの販売である。香り高い水仙を届けたいという思いから、これまでの常識とは逆に花の咲いた水仙をブーケとして販売しており好評を得ている。花軸のみ収穫のため、作業が比較的容易で、水仙栽培に興味のある人が関与しやすいという利点もある。



図 3-7 水仙ブーケ

3-3. 修理・修景等

1) 重要な構成要素の集落区域における修理

(1) 家屋

重要文化的景観の選定から2年が経過したが、家屋の修理に関する現状変更の届出や補助に関する協議申出は未だ無く、保存活用計画における「維持・保存する基準」や修理等に対する補助制度について、住民に十分浸透していない可能性が考えられる。事例を用いた広報など、わかりやすく伝えることで、景観維持につながる修理・修景を促していかなければならない。また、集落内の旧家については、改めて家屋の調査を行ってその価値を明らかにし、個別に重要な構成要素に追加できるよう努める必要がある。

近年増加傾向にある空き家の活用は、地域コミュニティの継承や防災・防犯上の観点から重要である。空き家の活用や朽損の進む空き家の対処方法について、ヘリテージマネージャー等と協力しながら地域住民とともに検討していく必要がある。

(2) 社寺建造物

地域住民の心の拠り所として、また、祭礼や年中行事の場として社寺建造物の維持は重要である。自治会等とともに現状を確認し、適切な維持管理に努めなければならない。

現在、城有町八幡神社の社殿について、城有町自治会が修理に必要な図面作成と修理計画の立案を進めており、今後支援を行っていく必要がある。

(3) 石積み

当地域の石積みは、裏栗石の入っていないものがほとんどで、内部の土砂流出等をきっかけに集中豪雨等で崩壊する可能性がある。集落内での石積みの崩壊は、災害時の避難行動や緊急車両の妨げになるため、避難上重要な道路沿いの石積みについては、重点的に補強を行うなど、防災と景観が両立するような形での整備を検討していかなければならない。なお令和4年度に崩壊防止の緊急対策としてコンクリート擁壁化したまま未整備となっている浜北山町の石積みについては、既存の石積みや周辺環境を考慮しながら修理する必要がある。



図 3-8 崩壊の危険があった石積み
(浜北山町)

2) 修理・修景等に関わる人材の育成

ヘリテージマネージャー等で組織するふくいヘリテージ協議会や大学と連携し、定期的に当地域での研修・調査を行うことで、文化的景観への理解を深めてもらい、修理に関わる人材を育成していく必要がある。また、石積みについても、一般社団法人石積み学校の協力を得ながら、当地域での研修・石積みの実践を行い、石積み人材の育成を計っていかなければならない。

なお、人材育成に係る研修等に合わせて、文化的景観の構成要素について現状確認調査を行い、本質的価値の共有や新たな視点からの評価につながるよう努めていくことが望ましい。

3) 復旧に関する課題

当地域では豪雨等によって頻繁に斜面の崩壊が発生している。重要な構成要素に対する被害はまだ無いものの、予め適切な復旧の手法について、県土木事務所や市建設部等の関係組織と協議・検討しておくことが望ましい。

4) 修景に関する課題

携帯電話中継基地局等が景観を阻害する要因となっており、更新時の移設協議や新設時の事前協議の徹底に努めなければならない。また、道路のガードレールや既設の案内サインなども、修理・更新に合わせて、周囲の景観に適したものに直していく必要がある。

5) 自然環境の維持に関する課題

当地域の海岸区域にはホンダワラ類を中心とした豊かな藻場が広がっており、魚類などの産卵場・生育場となっている。また、ウニ、アワビ、サザエなどを中心とした磯見漁が近世以前から盛んに行われてきた。しかし、近年はプラスチックを含む大量の海洋ごみが漂着しており、生業の維持や環境保護の観点だけでなく、景観的にも問題となっている。環境保護活動等を実施することで、越前海岸の環境への関心を深めていかなければならない。

当地区の山林区域は、杉等の植林地が大部分であり、その多くが利用期である 50 年生以上を迎えているが、木材価格の低迷や山林への関心低下等により、森林の整備や保全が進んでいない。木材利用による資源の有効利用を図るとともに、「福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン」（令和 3 年 3 月策定）に基づき、「資源循環の森」「環境保全の森」と併せて「観光景観の森」や「生活保全の森」として整備していく必要がある。また当地域の先人が育んだヤブツバキや柑橘系樹木などは、生業体験等に活用しながら保全を図っていかなければならない。

また、越前海岸は生物多様性の観点からも重要度の高い地域とされており、当地域の急峻な場所に生息するハヤブサを頂点とする生態系は貴重である。生態系を育む自然環境を維持するとともに、生物多様性の保全とその理解促進に努めなければならない。

3－4．防災に必要な施設整備

「福井市地域防災計画」に基づき、風水害、地震災害、津波災害等の対策を進める必要がある。

当地域の指定避難所（越廼公民館）は集落から距離が遠く、地震・津波からの避難は困難になることが予想されるため、集落内の社寺等を活用した防災拠点の整備を検討する必要がある。

また、集落内は木造建築物が密集しており、火災が発生すると延焼する可能性が高いことから、地域住民による初期消火ができるよう、住民が使用可能な消火設備の整備を検討する必要がある。

3－5．保存及び活用に必要な運営体制

当地域の人口は約 200 人で、多くが高齢者となっており、整備事業の推進は地域住民だけでは困難になりつつある。そのため、文化的景観の保存活用を担う団体・事業者を支援することで地域を活性化し、地域コミュニティの維持に努めなければならない。

特に高齢化による水仙農家の減少は、文化的景観の本質的価値を形成してきた生業である水仙栽培の存続を危うくしている。市場の需要があるにもかかわらず、労働力不足から水仙出荷量は年々減少傾向にある。水仙畑を管理する団体の設立などにより、地域内だけでなく外部の人材も交えて水仙栽培を継続していく体制の構築を促す必要がある。

また、重要文化的景観「越前海岸の水仙畑」の本質的価値を共有する福井市・越前町・南越前町では、連携協議会を組織し行政と関係団体による文化的景観の保存活用事業を実施しているが、重要文化的景観の地域全体で取り組んでいくべき課題の情報共有や、地域活性化のための事業計画についてさらに協議・検討していく必要がある。



図 3-9 連携協議会総会

4. 整備目標及び方針

保存活用計画の「第5章 活用に関する方針」に掲げる「水仙栽培の継続・発展」「魅力発信・地域活性化」「修理・修景等」「防災」の4つの方針と「第6章 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針」の実現に向けて、第3章でまとめた課題に対応した整備目標及び方針を次のとおり定める。

整備目標

文化的景観の基盤である水仙畑や集落景観、自然環境を維持するための整備を実施しながら、当地域の魅力と課題を発信し、未来を担う仲間を増やして水仙栽培を発展させる。人々が新しい関わり合いを楽しみ、地域の可能性が開かれる未来をつくる。



図 4-2 整備により地域の可能性が開かれた未来のイメージ図

整備方針

4－1 水仙栽培の継続・発展

- 1) 適切な獣害対策を行い、獣害の最小化に努める
- 2) 確実な下草刈りの実施により、水仙畑の景観を維持する
- 3) 農業体験を拡充し、水仙栽培の担い手を育成する
- 4) 水仙畑の維持・活用のため、栽培状況を見える化する

4－2 魅力発信・地域活性化

- 1) 地域の魅力・課題を見つけ、伝える人を育成し、発信力を強化する
- 2) 来訪者の周遊性・利便性を向上させる
- 3) 滞在型の交流・体験プログラムを実施し地域活性化を推進する

4－3 修理・修景等

- 1) 生活・生業の基盤となる環境の整備を推進する
- 2) 修理・修景等に関わる人材を育成する

4－4 防災に必要な施設の整備

- 1) 防災拠点・消火設備の整備により災害時対応を充実させる

4－5 保存及び活用に必要な運営体制の構築

- 1) 地域の課題を共有し重要文化的景観全域の地域活性化に取り組む

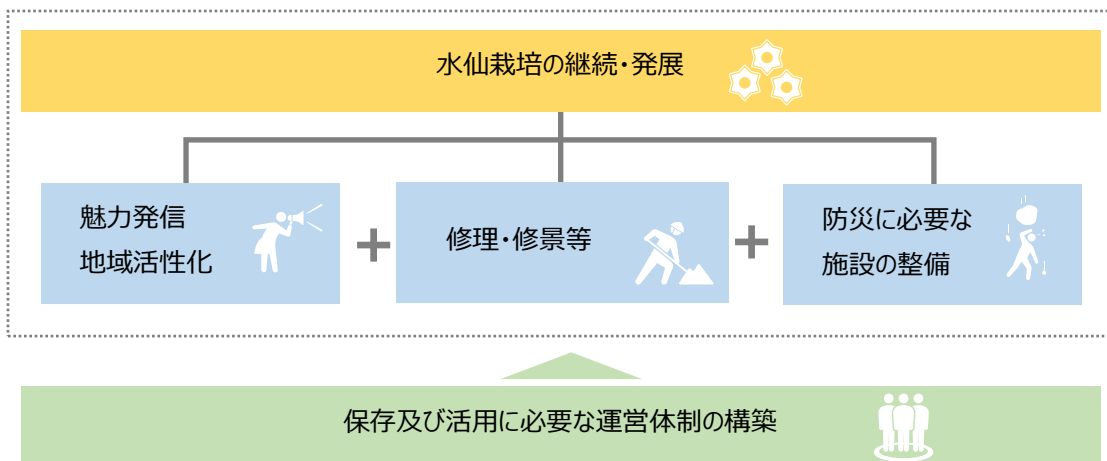


図 4-1 整備方針の関係性

5. 整備の方策

この章では、第4章に掲げた整備方針に対応する整備の方策を明示する。

※方策の後の【】内は【事業主体 事業期間】を示す。

※◎は文化的景観に係る国庫補助対象事業となりうる方策を示す。

5-1. 水仙栽培の継続・発展

水仙農家が水仙栽培を継続し、安定して出荷できるよう、水仙畑の獣害対策と次世代の担い手育成を進め、栽培環境の維持・発展に取り組む。

1) 適切な獣害対策を行い、獣害の最小化に努める

シカやイノシシによる獣害は、年々範囲や被害が拡大しており、住民だけでは対策が追いつかず、水仙栽培の大きな妨げとなっている。獣害防止柵の設置や荒廃圃場の復旧に対する支援を継続して実施する。

○獣害防止柵設置やくくり罠設置等の獣害対策【地域団体・農林水産部 継続】
ワイヤーメッシュ等の獣害防止柵やくくり罠の設置に対し支援を継続する。

○獣害を受けた荒廃圃場の復旧【地域団体・農林水産部 継続】
圃場復旧に必要な球根養成に対する支援を継続する。

○恒久柵設置やICT等先端技術の活用による効果的な獣害対策の検討・実施
【地域団体・農林水産部・観光文化局・連携協議会 継続】

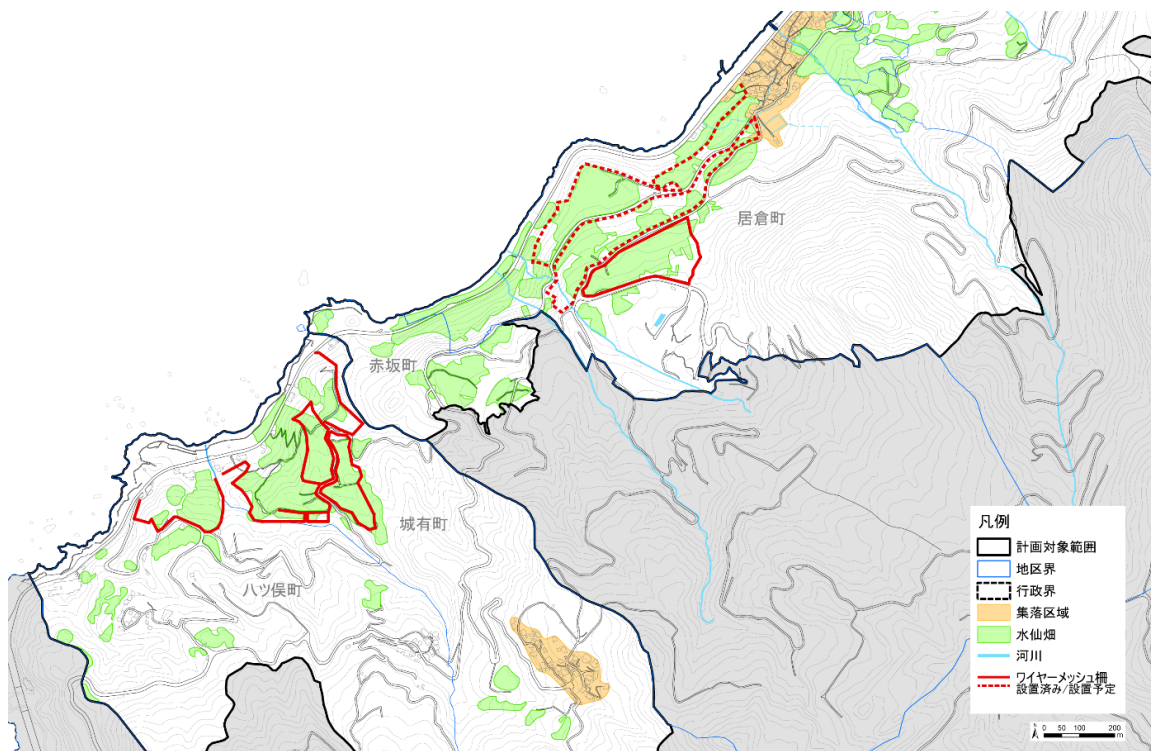


図 5-1 ワイヤーメッシュ柵設置位置図（予定含む）

2) 確実な下草刈りの実施により、水仙畑の景観を維持する

水仙畑の景観維持のためには草刈りの着実な実施が欠かせない。草刈り技能者を育成するとともに、水仙畑内の作業道を整備し、安全で円滑な草刈り作業を支援する。

○草刈り技能者の育成【連携協議会・地域団体 継続】

草刈り講習会や体験実習の機会を増やし、技能者の育成と安定的な確保を図る。

◎水仙畑内の作業路（兼遊歩道）の整備【観光文化局 検討：R6～R8 実施：R9】

城有町・ハツ俣町の水仙畑について、既存の作業道を修復・維持するとともに、既存道に繋がる新たな作業道を整備する。

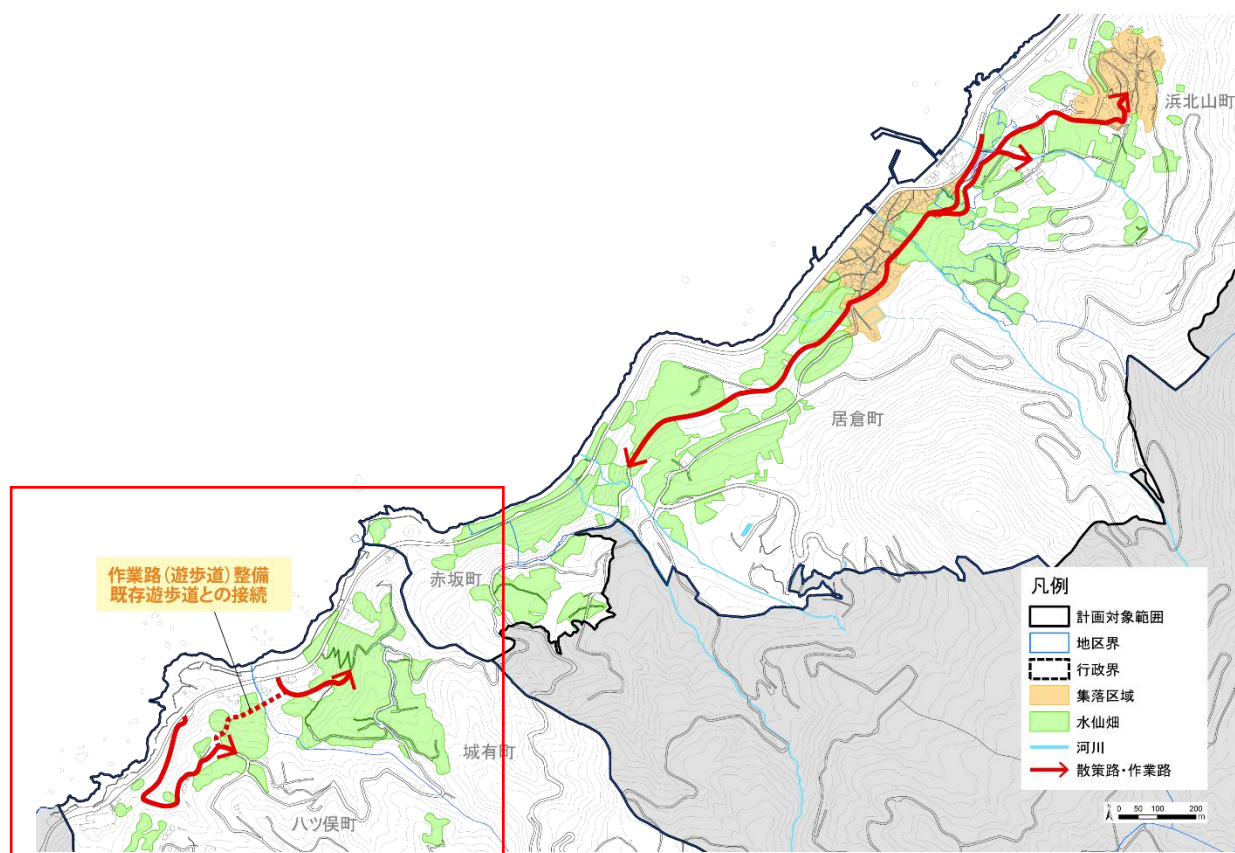


図 5-2 作業路及び遊歩道の整備計画

3) 農業体験を拡充し、水仙栽培の担い手を育成する

長期的な担い手の確保に向け、様々な地域や年代に対し、水仙栽培の体験を通して水仙や越前海岸の魅力に気づいてもらい、福井県の誇りとして継承する意識の向上を図る。

○水仙収穫等の農業体験の拡充による担い手の育成

【連携協議会・地域団体 継続】

○教育機関等を対象とした水仙体験学習等の実施

【観光文化局・地域団体 継続】

現在、福井農林高校を対象に行なっている水仙植え付け等の体験学習を、市内小中学校の児童・生徒や教員を対象に実施することで、越前海岸の自然に親しみ、水仙栽培について理解する機会を設け、将来の担い手の確保に努める。



図 5-3 水仙栽培体験のイメージ

4) 水仙畑の維持・活用のため、栽培状況が見える化する

水仙の栽培状況や営農継続の有無等をデータベース化し、水仙畑の維持・活用を推進する。

○水仙畑の現況をデータベース化し管理・活用する

【連携協議会・農林水産部・地域団体 継続】

農家への聞き取り調査やドローン等を使った画像解析等により農地のデータベース化＝見える化を図り、栽培が困難となっている箇所や景観上重要で栽培を維持すべき箇所等を把握し、重点的な営農支援や、体験用・新規就農者用の水仙畑の設定などに活用する。また営農継続に必要な労働力を具体的な数値として見える化することで、営農希望者の受け入れをスムーズにしていく。

5－2．魅力発信・地域活性化

越前海岸の水仙畑の魅力を発見し、発信する人材を育成することにより、多くの人の興味や関心を高めるとともに、来訪者を受け入れるための施設整備を進める。

1) 地域の魅力・課題を見つけ、伝える人を育成し、発信力を強化する

○ローカルフォトプロジェクトによる地域の魅力・課題を見つけ、伝える人材の育成
【観光文化局・連携協議会 継続】

ローカルフォトプロジェクトを継続することで、情報発信人材を育成するとともに、プロジェクト参加者たちの新たな視点や価値付けにより、住民のシビックプライドの向上を図る。

○ローカルラーニングツアー等の開催による魅力発見の機会の提供
【観光文化局・連携協議会 継続】

カメラを使ったローカルラーニングツアーや地域の自然や文化的景観への関心を深めるような体験プログラムなど、より広範な参加者が集えるようなイベントを開催し、地域の魅力を知る機会の提供と地域内外の人材交流を促進する。

○生業や年中行事を記録し継続を支援する
【観光文化局・連携協議会 継続】

水仙以外の集落の生業や季節ごとの年中行事・祭礼などを取材・記録しながら、その魅力を発信することで、生業や年中行事等の継続を支援する。

2) 来訪者の周遊性・利便性を向上させる

◎案内サインの整備【観光文化局 実施：R6～R8】

来訪者が、越前水仙の里公園や居倉町の便益管理施設を拠点にして、水仙畑や集落をはじめとする重要な構成要素や眺望スポットを周遊し、より深く地域の魅力に触れることができるよう、案内サインの整備を進める。なお、サインの乱立によって景観を阻害しないよう、既存サインとの調整を図る。デザインについても既存の総合案内サインと調和した統一感のあるものとする。また十分な耐久性を確保する。

◎ビジターセンターの整備【観光文化局 基本設計：R7、実施設計 R8、整備：R9】

来訪者が文化的景観についてより詳しく知る機会を提供するため、越前水仙の里公園内のナルシスプラザ等に文化的景観に関する展示やビジターセンター機能を付加し、文化的景観周遊の拠点施設としての案内機能を充実させる。

◎眺望スポットや重要な構成要素の環境整備

【観光文化局 検討：R6～7 実施：R8】

眺望スポットの安全を確保するため、ベンチ・デッキの設置等の整備を行う。また良好な眺望を維持するため、適正な樹木の剪定・伐採を行う。

重要な構成要素の周遊環境を良くするため、遊歩道等の整備を行う。城有殿稲場城跡については、低木の除伐や見学道の設置など城跡見学の環境整備を検討する。

○交通アクセスの向上の検討【観光文化局・地域交通課 継続】

バス会社の路線バスや、福井市が運行している海岸地域バスと福井駅とのアクセスを良くすることで、地域住民と来訪者双方の移動利便性を向上させる。また、ライドシェアなど新たな交通システムに対応できるよう体制づくりを進める。

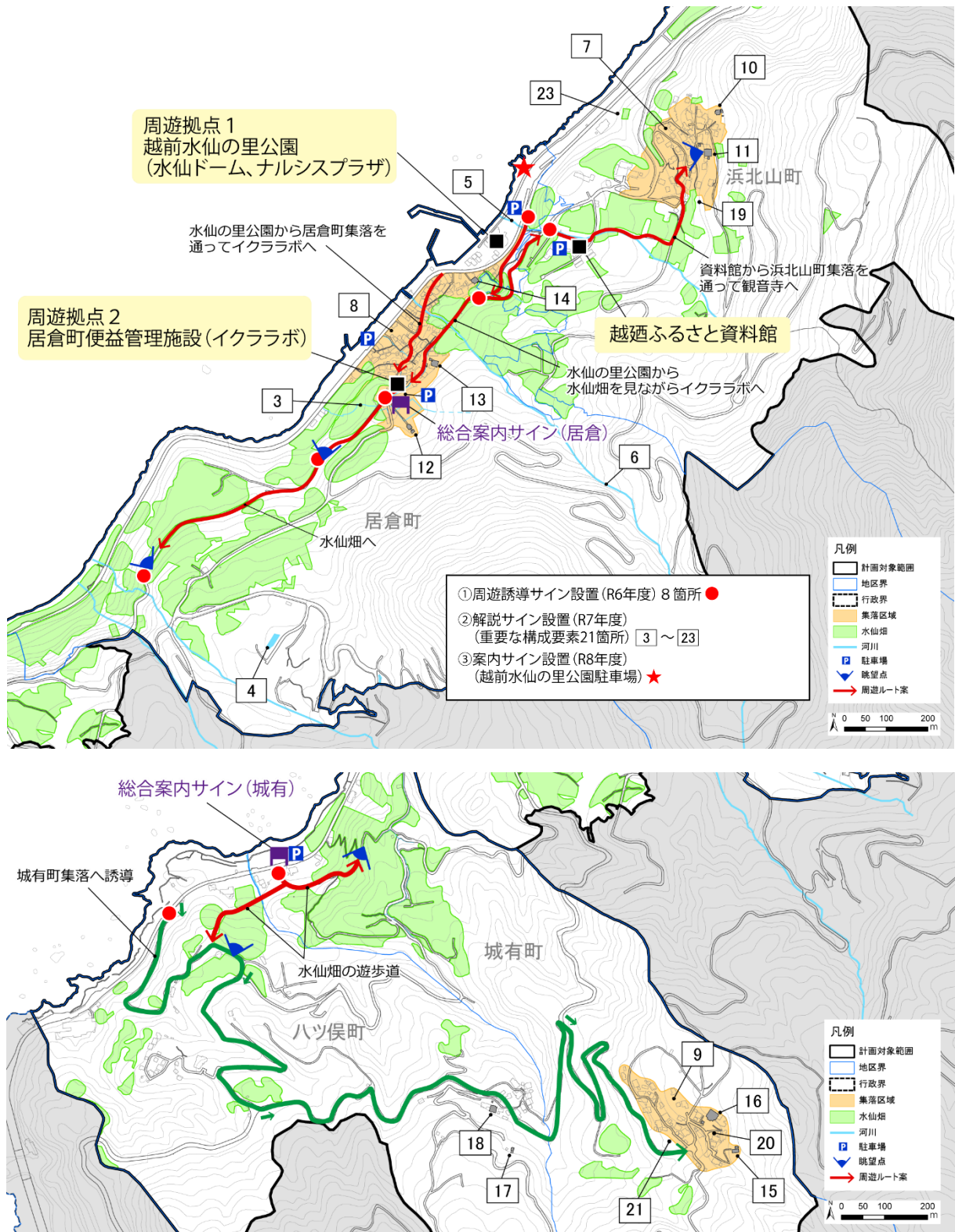


図 5-4 案内サイン等整備計画図(上：居倉町周辺、下：城有町周辺)

表 5-1 解説サイン設置予定の重要な構成要素

No	名称	No	名称	No	名称
3	用水路	10	春日神社（浜北山）	17	神明神社
4	ため池	11	観音寺	18	専慶寺
5	立上川	12	春日神社（居倉）	19	御清水跡
6	居倉大川	13	禅海寺	20	腰掛岩
7	浜北山町集落	14	常円寺	21	城有殿稻場城跡
8	居倉町集落	15	八幡神社	22	足見滝
9	城有町集落	16	専西寺	23	鯨穴

3) 滞在型の交流・体験プログラムを実施し地域活性化を推進する

○便益管理施設を活用した交流・体験プログラムの実施

【地域団体・観光文化局 R6～R8】

水仙以外の季節の風景や食材、暮らしなど、山、里、海にまたがる当地の魅力を組み合わせ、体験できる機会を創出する。便益管理施設や空き家等を来訪者・滞在者の受け入れや地域との交流の場として活用し、「越前海岸盛り上げ隊」と連携した越前海岸の生業を巡るガイドツアーや短期居住、生業体験プログラム等を開発する。他地域や都市部で活躍する多様な人材との交流を進め、新たな生業や地域デザインの創出を図る。

また楽しみながら地域の暮らし・文化を学ぶロゲイニングなど、子供や家族で楽しめる教育体験プログラムの開発・実施を進めていく。

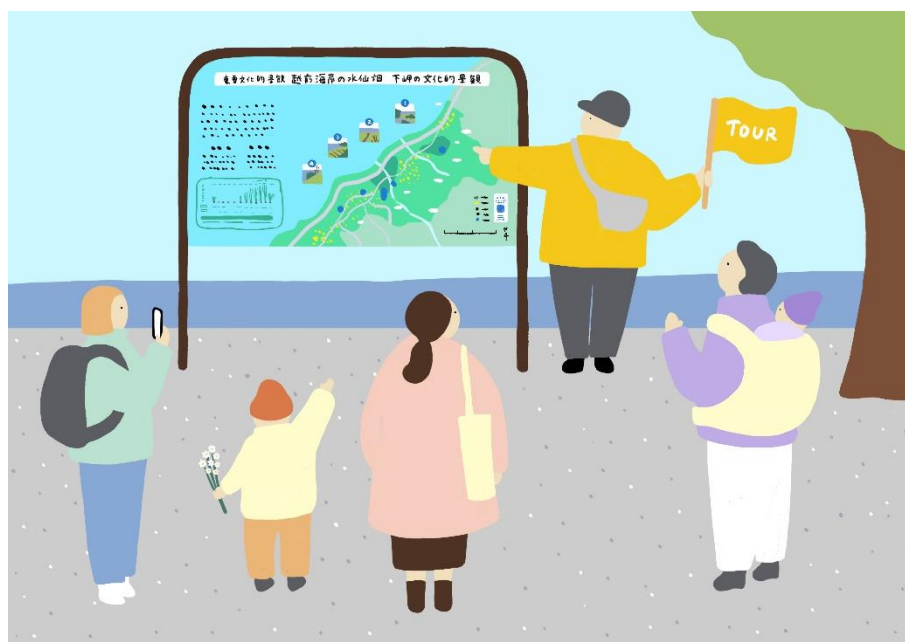


図 5-5 ガイドツアーのイメージ

【実践例】ノカテの「文化的景観ガイドツアー＆水仙ブーケ作り体験」

合同会社ノカテでは、居倉町のイクララボ（ノカテが所有・管理し、国補助により令和4年度に便益管理施設として整備）を拠点として、文化的景観を巡るガイドツアーと水仙ブーケづくりが体験できるイベントを、下記の内容を中心に実施している。

- ①居倉町集落を探訪。集落立地や家屋・石積みの特徴等についてレクチャー
- ②水仙畑を散策。水仙畑や生業等についてレクチャー、収穫体験
- ③水仙農家の作業場見学
- ④イクララボでの水仙ブーケ作り体験

今後は、水仙以外の季節の生業も含めた文化的景観を体感するツアー、水仙産地の暮らしを体験するインターンシッププログラム等を実施していく予定である。またイクララボは、令和6年度より宿泊施設としても稼働する予定で、企業研修の受け入れや他団体との交流などを通して、新たな人材の確保や、技術の導入、地域デザインの創出を図っていく。



図 5-6 ガイドツアーの様子



図 5-7 水仙ブーケ作り体験の様子

5－3. 修理・修景等

保存活用計画に従い、重要な構成要素の修理・修景等を進めることで、生活・生業の基盤を維持するとともに、地域資源の価値を認識する市民を増やし、持続可能な地域づくりを進める。

1) 生活・生業の基盤となる環境の整備を推進する

○修理・修景を周知するための広報【連携協議会・観光文化局 継続】

未だ住民の補助制度に関する認知が十分ではないことから、広報誌や集会を通しての周知や、モデルケースの提示により、具体的な修理・修景の基準をわかりやすく示しながら補助制度への理解を促進する。

◎集落内の家屋等の修理・修景計画の把握と修理

【地域団体・文化財担当部局・観光文化局 継続】

重要な構成要素である集落の景観を良好に将来へ継承するため、集落の家屋等の修理・修景を進めていく。年度ごとにアンケート等を行い家屋等の修理・修景計画を把握し、保存活用計画の保存方針に従って協議を行い、景観と調和するよう家屋等の修理・修景に支援を行う。

◎社寺建造物の修理

【地域団体・文化財担当部局・観光文化局 検討：R6～7 実施：R8～9】

集落の社寺建造物は、祭礼や年中行事等の場として、住民の心の拠り所となっており、地域コミュニティの核として今後も維持できるよう、自治会等とともに現状調査や協議を行いながら、適宜修理が行えるよう支援する。現在、城有町自治会が城有町八幡神社（重要な構成要素）の外壁等の修理を検討しており、今後の修理事業に向けて支援を続けていく。

○集落内の石積みのモニタリング【文化財担当部局・建設部・観光文化局 継続】

災害時の避難行動や緊急車両通行の妨げになるような石積みの崩壊を防ぐため、集落内の石積みについては、地元自治会と協力し定期的なモニタリングを行う。

◎集落内の避難道路法面の石積み修景整備

【文化財担当部局・建設部・観光文化局 検討：R6、実施：R7】

集落内の避難道路法面の石積みについては、防災と景観が両立する形での修景整備を検討する。現状の石積みは裏栗石の無い不安定なものとなっており、地震や集中豪雨で崩壊する危険性もあるため、元々使用されてきた自然石を再利用し、表5-2のとおり既存の石積みや周囲の景観に配慮しつつ災害に耐性のある工法で整備を実施していく。

なお、令和4年度に崩壊防止の緊急対策としてコンクリート擁壁化した石積みについては、撤去した自然石を再利用し、令和7年度に修景整備を実施する。

○修景の推進【建設部・観光文化局・連携協議会 継続】

既設の案内サインは、修理・更新の際に周囲の景観に合うよう変更・撤去するとともに、道路のガードレールについては現状の白色から景観に適した色に塗り替えるなど、文化的景観の修景に努める。

○自然環境の維持【観光文化局・連携協議会 継続】

越前海岸の沿岸海域の環境と景観を維持するため、海洋ごみの回収や漂着物を利用したワークショップの開催など、環境保護活動や環境教育イベントを実施する。

また、越前海岸の生物多様性を育む自然環境を維持するため、植林地の適切な間伐や棚田跡の石積みの修理等を行っていくとともに、動植物の観察会等の生態系を学ぶイベントを実施し、生物多様性の保全とその理解促進に努める。

これらの活動により Eco-DRR※を推進し、地域の防災力の向上を図る。

(※Ecosystem-based Disaster Risk Reduction=生態系を活用した防災や減災)



図 5-8 城有町八幡神社

表 5-2 避難道路法面の石積みの修景にあたっての配慮事項

勾配	原則、両隣に合わせる。
石の大きさ	原則、既存の石材に準拠するもしくは周囲の空積の石に準拠する。ただし、石の控え（奥行き）を十分確保することに留意する。
石材の素材	旧材を用いて積み直すことを原則とし、旧材が破損または控えが短すぎるなど、そのまま再利用するには問題がある場合については新たな石材で補う。新補材は周辺石積みの石材に類似する自然石を用いる。
工法	・ 胴込や裏込にコンクリートを充填する練積の工法。 ・ 一般に空積より高く積むことができるが、高い場合は小段を設置するとともに、水抜孔や伸縮目地が必要となる。
裏込	奥行きを多くとり、胴込コンクリートの目地を石前面より極力後退させる。
基礎	根石をコンクリート基礎に置換する場合は、上部の石積みの安定性に影響のない基礎形状とし、基礎上端を地盤面より下げる等景観に配慮する。
水抜孔	必要最小限とする。先端は極力石前面より後退させるとともに、石で隠れるように配置する。
天端処理	構造上の安全性を確保した上で、周囲との調和を図る。
断面の参考例	

※工事の内容は、その都度、文化的景観保存活用委員会における検討を経た上で決定する。

※当事項は、唐津市が令和2年3月に発行した『重要文化的景観「蕨野の棚田」整備計画」を参考にして作成した。

2) 修理・修景等に関わる人材を育成する

ふくいヘリテージ協議会や大学等と連携して定期的に当地域での研修等を行うことで、文化的景観の修理・修景等に関する調査や設計監理、施工を担う人材を育成する。

○ふくいヘリテージ協議会や大学と連携した研修等の実施

【観光文化局・連携協議会 継続】

ふくいヘリテージ協議会や大学と連携し、文化的景観についての研修や集落内の社寺・民家の調査を行うことで、文化的景観の修理・修景等に携わる人材を育成する。

○石積み学校と連携した石積み実習の実施

【観光文化局・連携協議会・地域団体 継続】

一般社団法人石積み学校と連携し、水仙畑の崩れた石積みを積み直す実習をしながら技術を習得し、石積み修理に携わる人材を育成する。



図 5-9 石積みの修繕作業のイメージ

5－4．防災に必要な施設の整備

災害に対する防災計画や避難行動の確認等のソフト事業と合わせて、集落内の社寺建造物の防災拠点化や消火設備の整備を行い、安全・安心なまちづくりを進める。

1) 防災拠点・消火設備の整備により災害時対応を充実させる

◎社寺建造物の防災拠点化

【地域団体・文化財担当部局・観光文化局 検討：R6～R9 実施 R10】

当地域の指定避難所（越廼公民館）は当地の集落からかなり離れており、津波警報発令時等の徒歩での避難は困難であることから、集落内の社寺建造物等の防災機能を強化し、防災拠点として整備する。

◎初期消火設備の整備

【地域団体・文化財担当部局・観光文化局 検討：R6～R8 実施：R9】

集落内の適切な場所に住民も使用可能な初期消火設備の整備を行う。

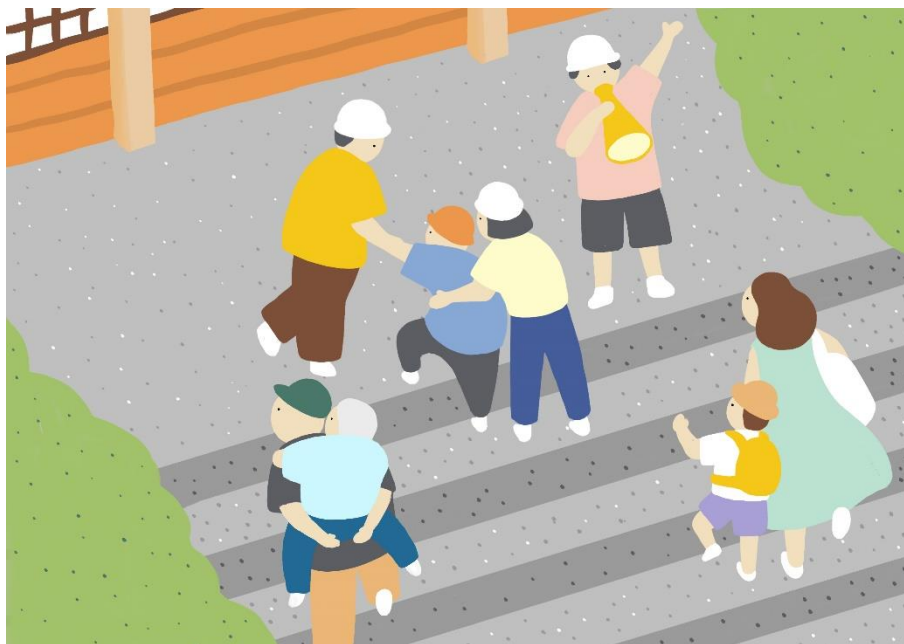


図 5-10 防災拠点への避難訓練のイメージ

5-5. 保存及び活用に必要な運営体制の構築

地域活性化に参画する人をスムーズに受け入れられるよう、地域の受け皿となる組織をつくり、多様な関係者が連携する運営体制の構築を目指す。また、重要文化的景観の地域全体で取り組んでいくべき課題の情報共有や、地域活性化のための事業計画について連携協議会を中心に協議・検討を推進していく。

1) 地域の課題を共有し重要文化的景観全域の地域活性化に取り組む

○水仙畑の保存団体の設立と運用

【地域団体・農林水産部・観光文化局 設立：R6 実施：R7～R10】

高齢化による水仙農家の減少は、文化的景観の本質的価値を形成してきた生業である水仙栽培の存続を危うくしている。「(仮)こしの水仙畑保存会」を設立することで、草刈りや水仙収穫にかかる労働力を確保し、地域内だけでなく外部の人材も交えて水仙栽培を維持・発展していく体制を構築する。

○課題共有や地域活性化のための協議の推進【連携協議会 継続】

連携協議会を中心に、広域的な課題の情報共有や課題克服と地域活性化のための事業立案を推進し、重要な構成要素「越前海岸の水仙畑」の一体的な保存活用に努める。

特に水仙栽培の継続のための新たなビジネスモデルが確立できるよう、産官学で研究する場を構築する。

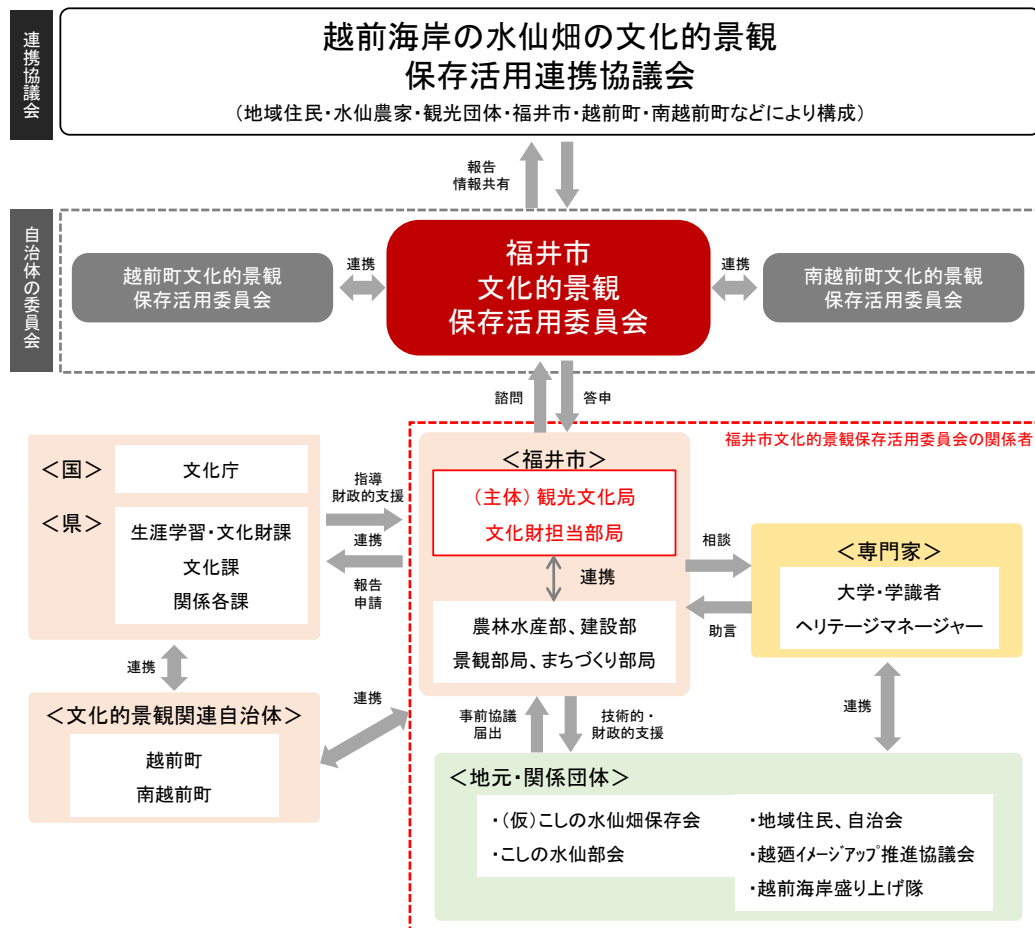


図 5-11 水仙畑の保存活用に向けた体制図

6. 事業計画

6-1. 年次計画

	事業	事業主体	実施期間				
			R6	R7	R8	R9	R10
水仙栽培の継続・発展	1) 適切な獣害対策を行い、獣害の最小化に努める ○獣害防止柵設置やくくり罠設置等の獣害対策	地域団体 農林水産部			継続		
	○獣害を受けた荒廃圃場の復旧	地域団体 農林水産部			継続		
	○恒久柵設置やICT等先端技術の活用による効果的な獣害対策の検討・実施	地域団体 農林水産部 観光文化局 連携協議会			継続		
	2) 確実な下草刈りの実施により、水仙畑の景観を維持する ○草刈り技能者の育成	連携協議会 地域団体			継続		
	◎水仙畑内の作業路（兼遊歩道）の整備	観光文化局		検討		実施	
	3) 農業体験を拡充し、水仙栽培の担い手を育成する ○水仙収穫等の農業体験の拡充による担い手の育成	連携協議会 地域団体			継続		
	○教育機関等を対象とした水仙体験学習等の実施	観光文化局 地域団体			継続		
魅力発信・地域活性化	4) 水仙畑の維持・活用のため、栽培状況を見える化する ○水仙畑の現況をデータベース化し管理・活用する	連携協議会 農林水産部 地域団体			継続		
	1) 地域の魅力・課題を見つけ、伝える人を育成し、発信力を強化する ○ローカルフォトプロジェクトによる地域の魅力・課題を見つけ、伝える人材の育成	観光文化局 連携協議会			継続		
	○ローカルラーニングツアー等の開催による魅力発信の機会の提供	観光文化局 連携協議会			継続		
	○生業や年中行事を記録し継続を支援する	観光文化局 連携協議会			継続		
	2) 来訪者の周遊性・利便性を向上させる ◎案内サインの整備	観光文化局		実施			
	◎ビジターセンターの整備	観光文化局		基本設計	実施設計	整備	
	◎眺望スポットや重要な構成要素の環境整備	観光文化局		検討	実施		
	○交通アクセスの向上の検討	観光文化局 地域交通課			継続		
	3) 滞在型の交流・体験プログラムを推進し地域活性化を推進する ○便益管理施設を活用した交流・体験プログラムの実施	地域団体 観光文化局		実施			

※◎は文化的景観に係る国庫補助対象事業となりうる方策を示す。

	事業	事業主体	実施期間				
			R6	R7	R8	R9	R10
修理・修景等	1) 生活・生業の基盤となる環境の整備を推進する ○修理・修景等を周知するための広報	連携協議会 観光文化局			継続		
	◎集落内の家屋等の修理・修景計画の把握と修理	地域団体 文化財担当部局 観光文化局			継続		
	◎社寺建造物の修理	地域団体 文化財担当部局 観光文化局	検討		実施		
	○集落内の石積みのモニタリング	文化財担当部局 建設部 観光文化局			継続		
	◎集落内の避難道路法面の石積み修景整備	文化財担当部局 建設部 観光文化局	検討	実施			
	○修景の推進	建設部 観光文化局 連携協議会			継続		
	○自然環境の維持	観光文化局 連携協議会			継続		
	2) 修理・修景等に関わる人材を育成する ○ふくいへリテージ協議会や大学と連携した研修等の実施	観光文化局 連携協議会			継続		
	○石積み学校と連携した石積み実習の実施	観光文化局 連携協議会 地域団体			継続		
防災	1) 防災拠点・消火設備の整備により災害時対応を充実させる ◎社寺建造物の防災拠点化	地域団体 文化財担当部局 観光文化局		検討			実施
	◎初期消火設備の整備	地域団体 文化財担当部局 観光文化局		検討		実施	
運営体制	1) 地域の課題を共有し重要文化的景観全域の地域活性化に取り組む ○水仙畑の保存団体の設立と運用	地域団体 農林水産部 観光文化局	設立		実施		
	○課題共有や地域活性化のための協議の推進	連携協議会			継続		

※◎は文化的景観に係る国庫補助対象事業となりうる方策を示す。

【参考資料】

1. 地域の現状と課題に対するワークショップと意見交換会

1) ワークショップ

(1) 開催概要

日時：令和5年7月15日（土）13:30～16:30

場所：イクララボ

参加者：地元関係者、行政職員など12名

目的：文化的景観の価値や保全に対する制度、活用方法に関して、関係者で情報共有を行うとともに、水仙畑をはじめとする越前海岸の魅力や活用の可能性について共有する。



図 参-1 現地視察



図 参-2 グループワーク

(2) 意見概要

【グループワーク①】越前海岸の水仙畑の魅力について

テーマ：水仙畑をはじめとする越前海岸について、あなたにとっての魅力は何ですか？

- ・五感で楽しめ、四季が感じられる景観
- ・急斜面により海と山が近い地形
- ・地域で調達できる食の豊かさ
- ・複数の仕事を取り入れるこの土地ならではの暮らし方
- ・非日常を感じられるアクティビティや時間の使い方の体験

【グループワーク②】越前海岸の水仙畑の活用の可能性について

テーマ：魅力を守っていくために、どのような取組を実施していったらよいでしょうか？

- ・越前海岸の魅力や暮らし方を伝える体験プログラムの開発
- ・仕事や学びの受け入れ体制・拠点づくり
- ・来訪につながる観光施策の強化
- ・様々な媒体でのPR戦略
- ・水仙農家の働く環境の改善
- ・越前海岸を見てもらうためのハード整備
- ・語り部や地域を元気にする人づくり

2) 意見交換会

(1) 開催概要

日時：令和5年9月6日（水）19:00～20:30

場所：イクララボ

参加者：地域住民、行政職員など10名

目的：整備計画の策定に向けて、前回のワークショップで出た取組案に対し、地域住民と協力しながら進められそうな取組の内容や方向性について意見交換を行う。



図 参-3 意見交換1



図 参-4 意見交換2

(2) 意見概要

【テーマ①】技術を伝える：担い手の受け入れ体制づくり

- ・観光用の水仙畑を整備したり、水仙ブーケの販売を行うのも良いが、一方で越前水仙の産地として、ブランド品の出荷を継続していくことも重要。
- ・小面積で水仙栽培にチャレンジできる場所があったらよい。
- ・高齢化や労働力不足により十分に手を入れられていない水仙畑もあるのではないかと、観光用や農業用など、水仙畑の優先順位（色分け）をつけてはどうか。
- ・個人で労働者を雇うことは難しく、地域全体で人を集めるために、受け入れ体制（事務局機能）が必要。
- ・単なる労働者を募るのではなく、報酬があるインターンや農業体験の形で、この地域の知恵に触れ、手伝う側にも学びや刺激となるような取組としたい。
- ・現在小学校では、水仙畑に関する体験学習はなく、地元小中学生との関わりを増やすことが必要。

【テーマ②】魅力を伝える：来訪者の受け入れ環境づくり

- ・水仙まつりでは、会場でのプレゼントや販売がメインになっており、会場以外へ誘導してはどうか。
- ・駐車場がなく、徒歩で居倉集落の水仙畑ツアー（見る体験・収穫する体験）ができるとうい

【テーマ③】魅力を高める：魅力向上や活用に向けたハード整備

- ・居倉町を中心としたルート案内⇒駐車場（4箇所を想定）、ルート、ビューポイントの案内が必要
- ・水仙畑や景色を見るための駐車場の案内が必要。

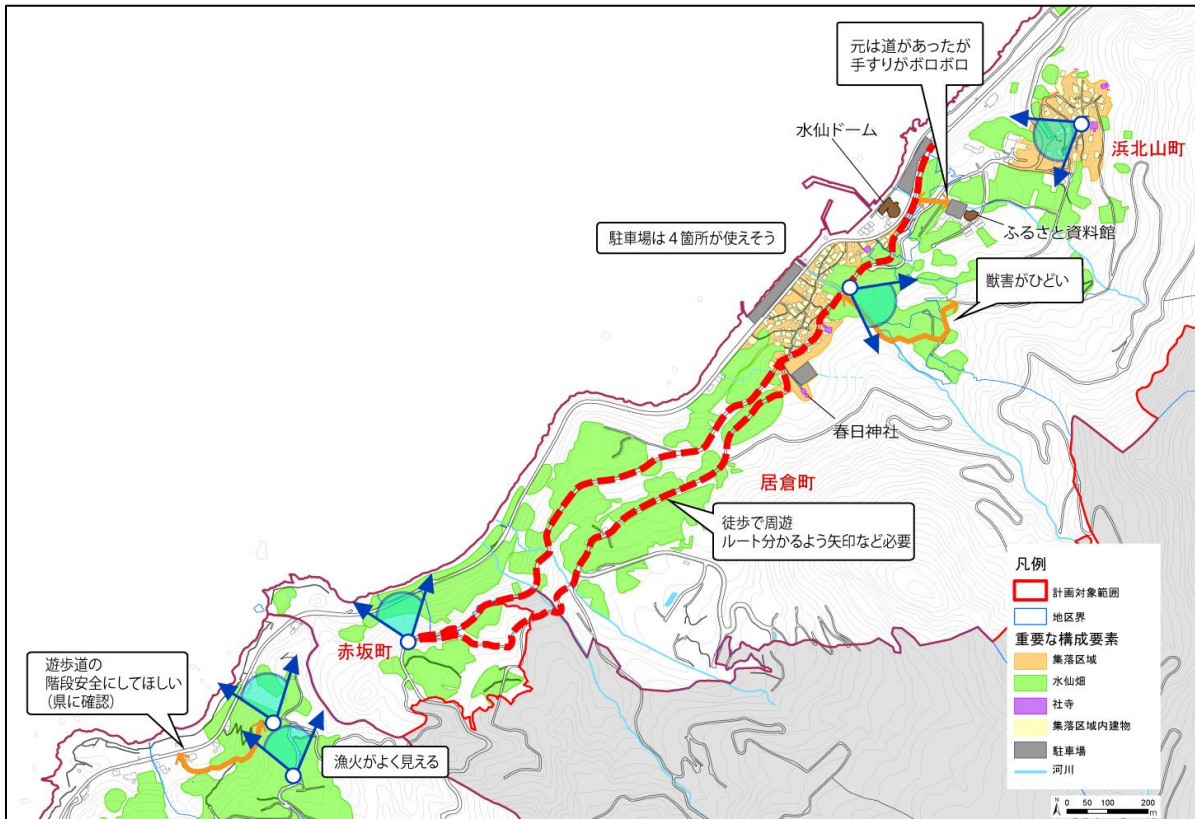


図 参-5 具体的な場所に関する意見

2. 越前海岸の水仙畑ガイドマップ

(令和4年3月 越前海岸の水仙畑の文化的景観保存活用連携協議会発行)



図 参-6 越前海岸の水仙畑ガイドマップ①



図 参-7 越前海岸の水仙畑ガイドマップ②

下岬の文化的景観



集落と水仙畑、そして日本海が一体となった風景を楽しめる下岬

下岬地区は越前水仙発祥の地といわれており、昭和初期には組合を組織して盛んに水仙の出荷を行うようになりました。水仙畑は集落周辺の棚田跡や傾斜地、そして集落から離れた海成段丘上、海岸沿いの斜面に広がっています。また水仙畑には棚田の石積みやイチヨウ、ミカンの木が見られ、かつては様々な生業があったことを感じさせてくれます。

斜面に広がる水仙畑



昔は根菜類の畑や桑畑だった傾斜地に、自生していたニホンズイセンを株分けして水仙畑が広がっていきました。イチヨウの木が所々にあり、畑の境界の目印、水仙の日除け・風除けとして機能しています。

福井市浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町、ハツ俣町

棚田跡の水仙畑



古くから傾斜地に石積みをして棚田を作り、稲作が行われてきましたが、減反政策や水仙の特産化などにより、現在ではほとんどが水仙畑になりました。石積みには地元ガラガラ山産出の石が使われています。

福井市浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町、ハツ俣町

福井市下岬地区
居倉町・浜北山町
赤坂町・城有町・ハツ俣町

浜北山町集落

MAP 1



福井市浜北山町

高台に等高線に沿うように家が立ち並び集落を形成しています。どの家も日本海を望むように建てられており、美しい夕日を眺めることができます。

居倉町集落

MAP 2



福井市居倉町

海に面した傾斜地に広がる居倉町には漁港があり、古くから半農半漁の生活が行われてきました。かつてはウニ漁で栄え、現在もワカメ漁などが行われています。

城有町集落

MAP 3



福井市城有町

標高約300mの場所に広がる城有町集落は山林資源に恵まれ、昔は炭焼きが盛んでした。現在は杉の植林が行われています。

図 参-8 越前海岸の水仙畑ガイドマップ③

立上川 MAP 4 浜北山町後背の山地を水源とし、日本海へと注ぐ立上川。かつては棚田を潤す用水として欠かせない存在でした。 福井市浜北山町	居倉大川 MAP 5 居倉町後背の山地を水源とし、居倉町集落内を流れて日本海へ注ぐ居倉大川。川沿いの傾斜地や棚田は水仙畑の眺望スポットです。 福井市居倉町	清水川(用水路) MAP 6 春日神社辺りを水源とし、集落の上水、棚田を潤す用水として使われてきました。石積みの用水路が残っています。 福井市居倉町	ため池 MAP 7 この地域は水はけの良い地盤で地下水になることが多く、棚田で水稲が行われていた頃は、多くのため池がありました。 福井市居倉町 21-4-3	
春日神社(浜北山) MAP 8 浜北山町の氏神。正月の厄払いの餅撒き神事や秋季例祭の神楽奉納などの伝統行事が行われています。 福井市浜北山町 12-2	春日神社(居倉) MAP 9 居倉町の氏神。正月の餅撒き神事、春祭の「餅宮様」等、特徴的な祭事が行われています。堅牢地神「けろりんさん」が合祀されています。 福井市居倉町 79-38	八幡神社 MAP 10 城有町の氏神。この地域で古くから信仰されてきた薬師如来像を御神体とする薬師神社を合祀しています。 福井市城有町 31-1	神明神社 MAP 11 ハツ俣町の氏神。昔は雨乞いや雨祝い、風祭などの祭事が行われていたそうです。 福井市ハツ俣町 52-5	
観音寺 MAP 12 真言宗智山派の寺院。本尊の大日如来像は平安時代の作で、県指定文化財です。 福井市浜北山町 11-7	常円寺 MAP 13 天台宗の寺院。当町の中世以来の旧家である山本九郎右衛門家の菩提寺です。 福井市居倉町 42-47	禅海寺 MAP 14 曹洞宗の寺院です。境内には室町時代の石造五輪塔や宝篋印塔が残されています。 福井市居倉町 39-9	専西寺 MAP 15 真宗三門徒派の寺院。奈良時代の僧・奈邊が開創した寺院が始まりとされ、奈邊の絵像も伝わります。 福井市城有町 68-13-1	専慶寺 MAP 16 真宗三門徒派の寺院です。 福井市ハツ俣町 51-8
御清水跡 MAP 17 昭和20年代まで集落の上水として使われていました。跡には石造の不動明王像などが安置されています。 福井市浜北山町 15-12	足見滝 MAP 18 落差18mの滝。夏には滝行が行われており、注連縄が張られています。市指定天然記念物。 福井市浜北山町 60-10	鯨穴 MAP 19 奥行35mの海食洞。昔は漁師たちの待機場などとして使われていたそうです。市指定天然記念物。 福井市浜北山町 60-84	城有殿稲場城跡 MAP 20 戦国時代の武将・本田広孝の居城と伝わる山城跡で、城有の地名の元になったといわれています。市指定史跡。 福井市城有町 33-21	腰掛岩 MAP 21 奈良時代の僧・奈邊が腰を下ろしたとされる石で、錫杖で地面を突いて湧き出たとされる池もあります。 福井市城有町 35-18

図 参-9 越前海岸の水仙畑ガイドマップ④

重要文化的景観 越前海岸の水仙畑
下岬の文化的景観整備計画

令和6年3月

発行 福井市立郷土歴史博物館
福井県福井市宝永 3-12-1

